

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

【基本施策】

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
基本施策1 地域におけるネットワークの強化										
1	(1) 松戸市自殺対策推進部会を開催する	松戸市自殺対策推進部会の開催	P.22	1回/年以上	健康推進課		令和4年9月に開催。外部委員8名を含む16名が参加。市の自殺統計および計画の進捗状況を共有し、今後の取り組みについて検討した。	委員より、今後の取り組みについて様々な意見を頂いた。特に、令和4年度より開始した事業について具体的な意見を頂き、事業に反映することができた。	◎	令和5年度は計画評価および次期計画策定の年になるため、警察、自死遺族支援団体、駅関係者を会議に招聘し、次期計画に反映できるようにする。【開催 1回以上】
2	(2) 松戸市自殺対策庁内連携会議を開催する	松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	P.22	1回/年以上	健康推進課		令和4年7月に開催し、庁内14の構成課が参加した。市の自殺統計を共有し、関係各課が、相談状況や計画の進捗状況について報告した。	庁内14課が参加し、自殺の現状や各課の取り組みを共有することができた。会議において新規事業について情報共有することができ、その後の事業展開にもつながった。	◎	昨年度同様、自殺の現状や各課の取り組みを共有するとともに、令和5年度は計画評価および次期計画策定の年になるため、より活発な議論が行えるよう工夫する。【開催 1回以上】
3	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	①松戸市多重債務問題対策庁内連絡会を開催します	P.22	年1回開催	消費生活課		年1回開催(2月)	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンラインにて研修動画を視聴する方式とした。多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化することができた。	◎	年1回開催(2月)
4	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	②いじめ防止対策委員会と連携します	P.22	年3回+必要に応じて複数回	児童生徒課		いじめ防止対策委員会の諮問会の開催はなかった	いじめ重大事態の調査として諮問会の開催はなかった。今後もいじめ事案の重篤化防止に努めたい。	◎	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催
5	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	③高齢者虐待防止ネットワークと連携します	P.22	実施	地域包括ケア推進課		高齢者虐待防止ネットワーク全体会を年2回、高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議を年6回、ZOOMも併用することで感染対策に留意し継続して実施した。また、月に1回、個別事例検討会を実施し、他分野の支援機関にも参加を促し、虐待の有無及び終結の判断、事例の検討等を行った。今年度より、セルフネグレクト事例の把握を開始した。 若い世代、養護者世代の高齢者虐待防止に関する理解向上に繋げ、また地域住民からも通報が入りやすい環境となるよう、SNSを活用した高齢者虐待防止の周知や認知症サポーター養成講座等各種事業の機会を通じて周知を図った。 専門職向け研修会は支援者のスキルアップを図るため基礎を学んだうえで理解を深める構成とし、市民向け講演会は幅広い世代に関心を持っていただけるようアンガーマネジメントをテーマに選定し実施した。	全体会や担当者会議、個別事例検討会等を通して虐待に関する様々な取り組みや知見を深めるとともに、他分野の支援者との連携・ネットワークを強化することに繋がった。また、若い世代や地域住民への高齢者虐待防止の理解向上や通報・相談先の周知啓発のため、様々な機会を通じて普及啓発を図っており、通報件数は増加している。併せて介護者の負担軽減等を目的としたつどいも、オンライン活用等取り入れ工夫し実施している。	◎	令和4年度の活動を継続しながら、相談先や通報先の周知啓発をより一層図るとともに、複合的な課題解決も含め、支援者間のネットワークをより強化し効果的に支援を行う体制を整えていく。
6	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	④児童虐待防止ネットワーク関連機関間で連携します	P.22	-	こども家庭センター		【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者(運営)会議：2回 ③実務者(ケース進行管理)会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 (市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催)	予定どおりに会議を開催したことで、関係機関との連携を深めることが出来た。 また、啓発活動を行うことで児童虐待防止・DV婦人相談の普及を行うことができた。	◎	【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者(運営)会議：2回 ③実務者(ケース進行管理)会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 (市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催)
7	(3) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する	⑤松戸市障害者差別解消支援地域協議会、松戸市地域自立支援協議会と連携します	P.22	・松戸市障害者差別解消支援地域協議会を年1回以上開催 ・松戸市地域自立支援協議会の本会議年1回以上開催	障害福祉課		・松戸市障害者虐待防止ネットワーク 2回開催 ・松戸市地域自立支援協議会 2回開催	定期的にネットワークを開催することで、取り組みの共有、進捗管理について見直しも含めながら、話し合っている。	◎	実施を継続
8	(4) 千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸健康福祉センターと連携する	①千葉県自殺対策推進センターから助言を受け、自殺対策を推進します	P.22	実施	健康推進課		「松戸市いのち支える連携ガイドブック」に千葉県自殺対策班が実施するSNS相談、千葉県精神保健福祉センターについての情報を掲載するなど、連携強化に努めた。また、千葉県自殺対策班が自殺対策として実施するPEECコースを11月に共催で実施した。	千葉県自殺対策班の担当職員とは様々な連絡や相談を行い、会議等を通じて顔の見える関係をつくることができた。	◎	引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて、自殺対策班、千葉県精神保健福祉センターと情報共有を行い、助言を得ながら効果的な対策につなげていく。
9	(4) 千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸健康福祉センターと連携する	②千葉県松戸健康福祉センターの協力により、事業を推進します	P.22	実施	健康推進課		自殺対策推進部会等を通じて松戸保健所と情報共有を行った。また「松戸市いのち支える連携ガイドブック」に松戸保健所の情報を掲載したほか、ハイリスク者対象の「連携自治体アカウントカード」について説明し、配布を依頼した。	令和4年度に新規相談事業を開始したことで、個別のケース支援を通じて連携する機会が増えた。	◎	引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。
10	(5) 医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化する	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化	P.22	実施	健康推進課		「こころの体温計」や新規事業のチラシ設置等を通じて連携を図った。また、連携ガイドブックを医師会、薬剤師会、歯科医師会に配布した。また、会議を通じて計画の進捗状況を共有し、今後の取組について具体的な意見を頂いた。	事業の周知、連携ガイドブックの配布等を通じて連携をとることができた。	◎	引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
11	(6) 市内医療機関と連携する	市内医療機関との連携	P.22	実施	健康推進課		個別ケース支援において連携が図られたほか、連携ガイドブックの掲載、配布を通じて、自殺対策に関わる情報を共有することができた。また、市内の救急指定病院には、ハイリスク者対象の「連携自治体アカウントカード」について説明し、配布を依頼した。	事業の周知、連携ガイドブックの配布に加え、新規事業を通じて連携を深めることができた。	◎	引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。
12			P.22	実施	こども家庭センター 母子保健担当室		産科医療機関懇談会は、感染対策を講じて、対面での参加医療機関との懇談会を年1回、母子保健連絡協議会を年1回実施。	対面での懇談会は実施できなかったが、アンケートを通じて、産婦健診や妊産婦支援等について情報共有を行うことができた。母子保健連絡協議会は2回実施し、併せて医療機関と連携を深めることができた。	◎	感染対策を講じて、対面での産科医療機関との懇談会を年1回、母子保健連絡協議会を年1回実施
13			P.22	実施	地域包括ケア推進課		高齢者分野における各事業において市内医療機関と連携を図りながら実施した。医療が必要と考えられるが、受診拒否や受診中断が見られる方に対して、地域ごとに配置された地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し課題解決に務めた。	在宅医療・介護連携支援センターやかかりつけ医と連携しながら実施している。	◎	令和4年度の活動を継続する。各種会議や研修等を通じ、地域サポート医をはじめとする市内医療機関との連携を深め、支援体制を強化していく。
14			P.22	実施	障害福祉課		ケースワークにおける相談、会議の出席等の個々の連携及びその他医療費の助成、申請等の医療機関による問い合わせ等対応を実施。	日々の業務において実施	○	実施を継続
15			P.22	実施	生活支援課		個々の生活保護CWが必要に応じて嘱託医との相談や、医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行っている。	各CWが必要に応じ、嘱託医への相談や、松戸市在宅医療・介護連携支援センター等の外部機関と連携し、被保護世帯を適切な医療機関へ受診させた。	◎	実施を継続
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成										
16	(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する	①松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	P.22	実施	健康推進課		一般向けゲートキーパー養成研修（会場と後日オンデマンド配信）と若年支援者向けゲートキーパー養成研修（オンデマンド配信）を各1回ずつ実施し、計526名（内訳：一般向け354名、若年支援者向け172名）が受講した。計87課104名の松戸市職員が受講した。（うち自殺対策庁内連携会議構成所所属職員は18課中14課17名）	若年支援者向けは子どもと関連する職種と関連部署のみ、一般向けは庁内の全課に周知を行う等、対象と内容に分けて周知を行ったが、受講者人数は目標を大きく上回った。	◎	より実践的な研修となるよう、庁内職員と民生委員を対象に、演習を取り入れたゲートキーパー養成研修を実施する。【研修開催：1回以上】
17	(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する	②松戸市の事業に関わる関係者を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	P.23	5年間で関係者各職種に実施	健康推進課		一般向け・若年支援者向けに各1回ずつゲートキーパー養成研修を実施し、計526名が受講した。内、一般向けでは民生員児童委員等で計92名、若年支援者向けの研修では、民生委員児童委員、子育て支援関係者、保護司等計91名が受講した。	若年支援者向けは子どもと関連する職種と関連部署のみ、一般向けは庁内の全課に周知を行う等、対象と内容に分けて周知を行ったが、受講者人数は目標を大きく上回った。また一部ではあるが、課題であった受講者の把握を行う事が出来た。	◎	民生委員に関しては、演習を取り入れたゲートキーパー養成研修を実施する。その他職種に関しては、松戸市ホームページ上のゲートキーパー養成研修動画の周知ならびに一般向けゲートキーパー養成研修を実施する。【研修開催：2回以上】
18	(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する	③ハローワーク職員、美・理容師、ケアマネジャー、薬剤師、教員などの職種の人たちを対象とするゲートキーパー養成研修の実施	P.23	5年間で関係者各職種に実施	健康推進課		一般向けゲートキーパー養成研修を会場と後日オンデマンド配信にて実施し、計354名が受講した。アンケート（232名回答。回収率65.5%）「悩みを抱えている人のサインがわかりましたか」、「悩みを抱えている人のサインに気付いた時の適切な対応がわかりましたか」に対し、9割以上が「わかった／まあまあわかった」と回答していた。	若年支援者向けは子どもと関連する職種と関連部署のみ、一般向けは理・美容関係者等に周知を行う等、対象と内容に分けて周知を行ったが、受講者人数は目標を大きく上回った。また研修が参加者の学びを深める機会となった。	◎	引き続き、対象者にあった研修を周知する。松戸市ホームページ上のゲートキーパー養成研修動画の周知ならびに一般向けゲートキーパー養成研修を実施する。【研修開催：1回以上】
19	(2) 市民に対する研修会を開催する	①市民に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.23	実施	健康推進課		一般向けゲートキーパー養成研修（会場と後日オンデマンド配信）と若年支援者向けゲートキーパー養成研修（オンデマンド配信）を各1回ずつ実施し、計526名（内訳：一般向け354名、若年支援者向け172名）が受講した。また、一般向けゲートキーパー養成研修ではDVDの無料貸し出しを実施した。アンケート結果では、ゲートキーパーの役割や研修内容等に9割以上の受講者が「理解できた／まあまあ理解できた」と回答した。	会場と後日オンデマンド配信等を行う事で多くの市民に受講していただけた。また、研修が参加者の学びを深める機会となった。	◎	市ホームページ上のゲートキーパー養成研修動画を周知し、個人の予定に合わせた受講ができる環境を作る。ならびに一般向けゲートキーパー養成研修（パートナー講座での実施も含む）を実施する。【研修開催：2回以上】
基本施策3 市民への啓発と周知										
20	(1) リーフレット・啓発グッズなどを作成し配布する	①メンタルヘルスチェックシステムのQRコードを記載したチラシやカードの作成と配付	P.23	5,000部以上/年	健康推進課		庁内、医師会、薬剤師会、歯科医師会、関係機関窓口等、全46ヶ所に啓発チラシを配付した（11,162枚）。また、こころの体温計QRコードを印刷した啓発ファイルを市内全し何時公立高校10校の1年生に配布した（5,709枚）。また、働き世代や女性を対象としたこころの体温計QRコード付き啓発チラシを作成し、930枚配付した。こころの体温計の年間アクセス数は65,442件だった。	こころの体温計アクセス数は前年より若干減少したが、対象者ごとに啓発チラシを作成・配付したことで、幅広い世代や対象者へ周知することができた。	◎	こころの体温計（啓発チラシ）にて、こころの健康に関する啓発を盛り込む等、内容を改善させる。若い世代への啓発として、市内全私立公立高校1年生に加え、市内中学1年生にも対象者を拡大し、啓発ファイルを配布する。引き続き、ハローワーク等で啓発チラシを配布する。【チラシ5,000枚以上、市内全私立公立高校1年生、市内公立中学1年生への啓発ファイル配布、こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
21	(1) リーフレット・啓発グッズなどを作成し配布する	②メンタルヘルスチェックシステムの周知	P.23	配布数3,000以上/年	健康推進課		上記啓発チラシの配布に加え、健康推進員定例会やパートナー講座等において、その場でこころの体温計を操作し体験する時間をとった。	引き続き、チラシの配布のみに留まらず、その場でメンタルヘルスチェックシステムを体験する機会を設けていくことが必要である。	◎	こころの体温計（啓発チラシ）等の配布ならびに、ゲートキーパー養成研修、パートナー講座等、対面で研修・健康教育をする機会において、メンタルチェックシステムを体験する場を設ける。 【チラシ5,000枚以上、こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】
22	(2) メディアを活用した普及啓発を行う	①自殺予防週間、自殺対策強化月間におけるホームページ、SNS、広報まつどなどを活用した啓発	P.24	実施	健康推進課		自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）を中心に松戸市ホームページ、広報まつど、公式Twitter・Facebook、商工会議所広報、健康ライフまつど等を活用してこころの体温計を周知した。 こころの体温計の年間アクセス数は65,442件だった。	こころの体温計アクセス数は前年より若干減少したが、様々な媒体を用い、幅広い世代に周知することができた。	○	引き続き関係機関との連携し、啓発を実施する。また、各種SNSや広報等、世代や対象者に合わせた方法で周知を行う。 【SNS、広報等での周知5回以上 こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】
23	(2) メディアを活用した普及啓発を行う	②メンタルヘルスチェックシステムの周知	P.24	（再掲）	健康推進課	○				
24	(3) 既存の情報誌などへ生きる支援に関する情報の掲載をする	①既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	P.24	実施	広報広聴課		各課の依頼に応じて情報の発信。 親子で楽しめる動画のほか、子育て中の市民が活用できる子育て施策を紹介しているPR動画をホームページで公開した。	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信できた。また、親子で楽しめる動画のほか、子育て中の市民が活用できる子育て施策を紹介しているPR動画をホームページで提供できた。	◎	各課の依頼に応じて情報の発信を行う。 各課がより動画を制作しやすい環境を整える。
25	(4) 市民向け講演会を開催する	①市民向け講演会の開催	P.24	開催	健康推進課		「認知行動療法に学ぶこころとからだの整え方～ストレスを味方にする3つのC～」をテーマに、認知行動療法開発センター理事長ストレスマネジメントネットワーク代表の大野裕氏の講演を開催し、237名が参加した（人数制限を設けたため、申込期間途中で申込者を制限した）。また、後日オンデマンド配信を行った。 アンケートでは、回答者の4割強が「テーマに興味があった」を理由に講演会に参加しており、回答者の9割以上が「講演会内容を理解できた／まあまあ理解できた」、「自身や身近な人のこころの健康づくりに役立つことができた」と回答した。	アンケートでは、回答者の4割強が「テーマに興味があった」を理由に講演会に参加していた。会場の関係で人数制限を設けたため目標人数には及ばなかったが、講演会が参加者の学びやを深め、こころの健康づくりについて良い啓発機会となった。	○	市民にとって身近な内容かつ興味を引くテーマの講演会を企画する。 【1回開催、アンケート回答において「講演会内容を理解できた／まあまあ理解できた」が8割以上】
26	(5) 健康教育やイベントなどで普及啓発を行う	①こころの健康についての健康教育やイベントでの普及啓発	P.24	実施	健康推進課		パートナー講座（こころの健康づくり、ゲートキーパー養成研修）を計4回実施し、68名（こころの健康づくり：20名、ゲートキーパー養成研修：48名）が受講した。アンケート結果では全員が内容について「理解できた／まあまあ理解できた」と回答した。 ゲートキーパー養成研修と合わせた養成者は累計3,148名となった（ゲートキーパー養成研修養成者累計：3,059名、パートナー講座での養成者累計：89名）。 また、自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に市役所本庁舎連絡通路にて啓発チラシの配架を実施した。	コロナ禍の影響が残る中、数は多くないものの健康教育等対面での啓発機会を持つことができた。また、ゲートキーパー養成者数においても目標値を達成した。 自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）等の機会に応じた啓発を行うことができた。	◎	引き続き健康教育の実施および時期に応じた啓発を行う。また、更なる普及啓発機会として、図書館での企画展示を実施する。 【パートナー講座等での啓発5回以上、イベント等での普及啓発3回以上】
基本施策4 生きることの促進要因への支援										
27	(1) 相談体制を充実させる	①相談体制の充実と相談窓口情報の発信	P.24	市民アンケートにおける相談先の認知度の増加	健康推進課		令和4年度より新たに自殺対策の専任職員を配置し、生きづらさや悩みについての相談窓口「生きる支援相談窓口」を開設した。令和4年度の相談件数は延543件。また、7月に、国の委託を受けSNS相談を実施する「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携協定を締結した。	新たな相談窓口の開設および民間団体との連携により、相談体制の充実を図ることができた。	◎	「生きる支援相談窓口」の相談員を増員し、相談体制の充実を図る。また、連携ガイドブック等を活用し、相談窓口情報の発信を強化する。【相談件数1,000件以上】
28	(2) 居場所づくりをすすめる	①孤立のリスクを抱える人を対象とした居場所づくり	P.24	実施	高齢者支援課		住民主体の通いの場「元気応援くらぶ」を、令和4年度の公募により10グループを追加した。第1期公募の15グループ、第2期公募の20グループ、第3期公募の12グループ、第4期公募の15グループ、第5期公募の6グループ、第6期公募の4グループと併せて、令和5年3月末日現在で82グループが活動している。	コロナ長期化により活動が制限される団体もあったが、コロナの症状などの理解が広がり、基本的な感染対策を講じながら活動を再開する団体が前年度と比較して増加した。また、新規登録団体も10団体と、前年度と比較し大幅に増加したほか、オンライン活動に係る補助金の交付も行い、元気応援くらぶの活動は非常に活発化したものとして評価できる。	◎	本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標に則り、事業の周知・普及啓発、新規団体の開設や運営のための支援を実施。また、オンラインでの通いの場の活動についても引き続き支援し、高齢者の介護予防の推進を図る。
29	(2) 居場所づくりをすすめる	②子ども・若者の生きる力を育み、自殺のリスクが高くなる前に悩みを気軽に話し、孤立化を防ぐ居場所づくり	P.24	児童館機能を持つ施設5か所・中高生の居場所2か所	子どもわかもの課		子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所を検討したが、適切な設置場所が見つからなかった。	今後も適切な設置場所の検討を実施していく	○	子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所を検討する。

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
30	(2) 居場所づくりをすすめる	③生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	P.24	2023年度までに1か所増設し市内6か所での実施を目指す	福祉政策課		市内6ヶ所で学習支援・居場所作り・カウンセリングを実施。令和4年度の利用延べ人数は学習支援で11,779人、居場所作りで926人、カウンセリングで283人、学習支援の利用実人数は定員368人に対し236人。	各会場において新型コロナウイルス対策を行いつつ、生活困窮世帯等の子どもに対して学習支援・居場所を提供することができた。	◎	事業の実施を継続
31					子育て支援課		市内6か所会場開設	前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、事業を継続し、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
32	(3) 自殺未遂者などを適切な支援につなげる	①自殺未遂者などに相談先の案内が行えるよう市内の医療機関などと連携	P.24	三次救急医療施設全てに周知	健康推進課		「生きる支援相談窓口」において自殺未遂や自傷行為があるケース15名について、医療機関、松戸保健所等と連携し対応した。また、自殺未遂者を含む、自殺リスクの高い市民を中心に、「連携自治体アカウントカード」を関係機関を通じて1,402枚配付した。また、千葉県が実施するPEECコースを11月に共催で実施した。	令和4年度に新規相談事業を開始したことで、自殺未遂者等、自殺リスクの高い市民にアプローチする機会が増えた。	○	「生きる支援相談窓口」において、自殺未遂者等に、関係機関と連携して対応するとともに、「連携自治体アカウントカード」等を活用し、自殺未遂者等自殺リスクの高い市民が適切な支援につながるようとする。【カード配布枚数：2,000枚以上】
33	(4) 遺された人を適切な支援につなげる	①市民課（支所を含む）、市内葬儀社への相談先一覧を記載したリーフレットの設置	P.24	実施	健康推進課		毎年市民課が発行する「おくやみハンドブック」（死亡に伴う各種手続きのご案内）に遺族支援に関する情報を新たに掲載した。	令和4年度新たに、「おくやみハンドブック」に遺族支援に関する情報を発信することができた。遺された人を適切な支援につなげるために、さらに積極的な方策がないか検討が必要である。	○	令和5年度遺族支援団体を自殺対策部に招聘し、遺族の意見を次期計画に反映できるようにする。【会議への遺族支援団体の招聘】
基本施策5 児童生徒のこころの健康づくりの推進										
34	(1) 学校におけるいじめ対策を実施する	①いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムの作成	P.25	年3回＋必要に応じて複数回	児童生徒課		いじめ防止対策委員会の開催については無し。いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの周知	いじめ防止対策委員会の諮問会の実施はなかった。いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの活用について、松戸市立小中学校へ周知できた。	○	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催 いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの必要に応じた改訂と配付及び内容の周知
35	(1) 学校におけるいじめ対策を実施する	②市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知	P.25	年1回配布	児童生徒課		年1回、松戸市立小中学校への配付	松戸市立小中学校への配付により、相談電話への入電があり、子どもや保護者の悩みに対応できた。	○	年1回、松戸市立小中学校への配付
36	(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切に する教育活動を実施する	①豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	P.25	年1回作成・松戸市立小中学校に配付	児童生徒課		松戸市立小中学校へ活用の周知	松戸市立小中学校への配付した。これにより、松戸市立小中学校における児童生徒の人間関係づくりの一助となった。	○	松戸市立小中学校へ活用の周知
37	(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切に する教育活動を実施する	②思春期保健業務 パートナー講座『親のための性教育』を実施	P.25	家庭教育学級などの希望団体に実施	こども家庭センター 母子保健担当室		講座9件、93名に実施。（小学校家庭教育学級及び保育園からのパートナー講座依頼8件、小学校PTAからの健康教育依頼1件）。3歳児健康診査にて幼児期の性教育に関する啓発資料の配布及びパネルの掲示。	前年度より多くの講座依頼があり、9件実施することができた。幼児期～思春期を持つ保護者等に周知をすることができた。	◎	感染対策を講じて、グループワークを再開する。 3歳児健康診査にて啓発資料の配布や掲示により、情報提供を継続する。また、参考図書の展示を検討。
38	(2) こころ豊かに生き、自分と他人の命を大切に する教育活動を実施する	③心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	P.25	実施	児童生徒課		心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW4ヶ所（拠点型3ヶ所、派遣型1か所）配置、相談・支援にあたった。	悩みを抱える児童生徒・保護者に対し、継続的な支援をすることができた。SSW事業は、学校からの依頼・相談に幅広く対応することができた。	○	心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW5ヶ所（拠点型4ヶ所、派遣型1か所）配置。児童生徒に寄り添った支援・相談業務をし、体制の強化にも努める。

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

【重点施策】

	計画における項目	実施内容	計画書 ページ	目標値	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進										
1	(1) 生活困窮に陥った人の相談や税の減免・徴収、国民健康保険加入に関わる市職員などの「気づき」の力を高める	①生活困窮者の相談や税の減免、徴収を行う職員や国民健康保険加入にかかわる市職員などに対するゲートキーパー養成研修の実施	P.26	(再掲)	健康推進課	○				
2	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	①松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	P.26	2023年度新規相談受付件数(月平均)73.5件を目指す	福祉政策課		令和4年度の新規相談受付件数659件、月平均54.9件。	広報まつど等を活用して事業の周知活動を継続し、生活困窮者等に対して相談支援を行うことができた。	◎	実施を継続
3	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	②生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	P.26	専門の面接相談員を配置し、生活保護の相談やその他の生活相談に訪れた者に適切な対応を行う。面接相談員一人当たりの年間相談延べ件数が500件以内を適正な配置目標数とする。	生活支援課		令和4年度相談総件数2,890件 面接相談員(6名)一人当たりの相談延べ件数約481件	相談者に対して適切に対応できている。また、面接相談員についても適切に配置している。	◎	実施を継続
4	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	③自立支援プログラム策定員による自立支援計画書の策定、自立・就労支援の実施	P.26	2023年までの各年で、自立支援プログラム策定50名、就職・転職・増収者60名を目指す	子育て支援課		策定数 30名 就職・転職・増収者 26名	有効求人倍率が三年連続悪化し続ける中、前年に比べ、相談から就職・転職・増収へつなげた割合を増やすことができた。	○	実施を継続
5	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	④生活保護受給者の健康診査の実施	P.26	実施	健康推進課		通年で実施した(受診者数810名)	受診者数についてコロナ前の令和元年度(747名)及び前年度(758名)を上回る事ができた。	◎	引き続き、「被保険者健康管理支援事業」を実施している生活支援課との連携により周知を図る。
6	(2) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的支援」を強化する	⑤ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する	P.27	-	子育て支援課児童給付担当室		児童扶養手当：年6回支給(5月・7月・9月・11月・1月・3月) 遺児手当：年3回支給(8月・12月・4月)	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
7	(3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る	①松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	P.27	(再掲)	消費生活課	○				
8	(3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る	②東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催	P.27	年2回開催(東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との調整を要する)	消費生活課		年2回開催(5月、11月)	東葛6市で弁護士による相談会を実施し、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との連携を図ることができた。	◎	年2回実施(5月、11月)
9	(3) 庁内多重債務支援部署等との連携を図る	③自殺の原因のひとつとして考えられる多重債務の解決に向けて専門の機関を紹介	P.27	実施	消費生活課		多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介した。	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介し、問題解決に向けた助言をすることができた。	◎	多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介する。
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進										
10	(1) 高齢者に関わる支援者の「気づき」の力を高める	①高齢者にかかわる市職員及び地域包括支援センター職員、ケアマネージャーに対するゲートキーパー養成研修の実施	P.27	(再掲)	健康推進課	○				
11	(2) 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う	①地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談・支援の実施	P.27	地域包括支援センターへの相談件数(年間・延べ件数)：55,000件	地域包括ケア推進課		住民に身近な地域である日常生活圏域ごと(市内15か所)に設置している地域包括支援センターにて相談支援を包括的に実施し、必要に応じて関係機関との連携を図った。 高齢者または親族からの相談件数：127,203件 高齢者または親族以外の機関からの相談件数：139,200件	相談件数は前年度から比較して2万件以上増加しており、目標値を大幅に上回る数値を達成した。	◎	地域住民に対して相談支援を継続して実施できるように取り組んでいく。
12	(2) 高齢者とその周囲の人の支援を包括的に行う	②福祉に関する困り事について専門職が行う相談(福祉まるごと相談窓口)の実施	P.28	実施	地域包括ケア推進課		相談窓口は中央圏域、常盤平圏域、小金圏域および市役所に設置し、市民にとって身近な場での相談支援を行う体制を整えている。また、重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業、アウトリーチ機能を担い、複合課題を抱えた相談者に対しては、関係機関と連携を図り必要な支援につなげることができた。 各圏域担当の相談員とは随時支援方針を検討する他、定期的に情報共有・事例検討の場を設け、相談業務のスキルアップを図った。	相談体制の充実や関係機関との連携が進んでおり、相談先が分からない、また、複合課題を抱えた相談者に対して、関係機関と連携を図りながら必要な支援につなげることができた。	◎	重層的支援体制整備事業の実施もふまえ、複合課題に対応できる支援機関のネットワークの活用と相談業務のスキルアップを進めていく。

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
13	(3) ネットワークの構築と連携	①基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	P.28	実施	地域包括ケア推進課		高齢者虐待事例、支援困難事例等、地域包括支援センターからの相談を受け助言や同行支援を行うほか、定期的に相談事例を共有し、支援の進捗状況を確認した。重層的支援体制整備事業の開始に伴い、属性を問わない相談窓口としての機能強化も求められる中、他分野の支援機関とも連携を図り効果的な支援が行えるよう、ネットワーク強化に努めた。月1回のセンター長会議や地域包括支援センターの事業評価においては、他センターの好事例等を共有する機会を設け、ノウハウの共有を行った。	地域包括支援センター同士のネットワークの強化やセンター全体の質の向上につなげることができた。	◎	地域包括支援センター間や他分野の支援機関も含め、ネットワークの強化と連携を推進していく。
14	(3) ネットワークの構築と連携	②松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業の実施	P.28	(再掲)	地域包括ケア推進課	○				
15	(4) 高齢者の居場所づくりを推進する	①一般介護予防事業に基づく住民主体の「通いの場」(元気応援くらぶ)の活動支援	P.28	(再掲)	地域包括ケア推進課	○				
16	(4) 高齢者の居場所づくりを推進する	②地域ケア会議などを通じた地域での多世代交流や居場所づくり支援	P.28	実施	高齢者支援課		生活支援コーディネータが中心となり地域の関係者が集まり、地区の特性にあった多世代交流や居場所づくりを新たに5か所実施。	生活支援コーディネータを中心に、地区の特性にあった多世代交流や居場所づくりが推進できている	○	令和5年度新たに設置された多機能コーディネーターが中心となり、地域の関係者との交流や情報共有、意見交換をしながら地区特性にあった多世代交流や居場所づくりとなる活動を支援していく。その協議体を地域ケア会議とする。
重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進										
17	(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める	①ハローワーク職員に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.29	(再掲)	健康推進課	○				
18	(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める	②労働相談事業を行う社会保険労務士に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.29	(再掲)	健康推進課	○				
19	(1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けて、就労支援者及び勤労者の「気づき」の力を高める	③市内の企業経営者・従業員に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発の実施	P.29	商工会議所を通じて年1回以上	健康推進課		「こころの健康づくり講演会」「一般向けゲートキーパー養成研修」について、ハローワークや商工会議所等へ周知をした。また、商工会議所と更なる啓発について話し合いの場を設けることができた。9月に商工会議所広報に休養や睡眠に関する記事を掲載した。	商工会議所やハローワーク等を通じて、市内の企業経営者や就労支援者、従業員に対する啓発を実施できた。商工会議所にとどまらず、市内企業の従業員への更なる啓発機会の可能性はないか検討が必要である。	○	引き続き、講演会等の周知を行う。また、市内企業の従業員への更なる啓発機会について検討する。 【更なる啓発機会を検討】
20	(2) 勤務問題の相談支援を推進する	①社会保険労務士による労働相談の実施	P.29	労働相談の相談件数 年間95件	商工振興課		労働相談の相談件数 年間105件	計画通り実施	◎	社会保険労務士による労働相談の実施
21	(2) 勤務問題の相談支援を推進する	②障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援	P.29	福祉施設から一般就労への移行者数を平成32年度まで117人にする 就労・雇用のセミナー年1回開催	障害福祉課		定着支援研修会15事業所26名	就労移行支援、定着支援の事業所の支援者が集まり、事例を通して、利用者が安心して働ける支援方法の共有や多角的な意見交換を行うことができた。	◎	継続実施
22	(2) 勤務問題の相談支援を推進する	③公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおける相談先の周知	P.29	各施設における周知依頼件数8割	健康推進課		商工会議所やハローワーク、薬局、理美容関係者等を含め、関係機関に啓発チラシ(11,162枚)を配布した。また働き世代向けの休養とストレス等に関する啓発チラシを新たに作成し、ハローワークにて手渡し配付を行った(490部)。こころの体温計の年間アクセス数は65,442件だった。	手渡しでチラシ配付をした際、対象となる市民等からチラシ内容に関する質問が聞かれるなど、内容に興味を持っていただく機会を作ることができた。	○	引き続き商工会議所やハローワーク等関係機関との連携により啓発を実施する。 【チラシ5,000枚以上 こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】
重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進										
23	(1) 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める	①保護者・学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	P.30	実施	健康推進課		一般向けゲートキーパー養成研修(受講者:354名)、若年支援者向けゲートキーパー養成研修(受講者:172名)を実施し、計526名が受講した。若年支援者向けゲートキーパー養成研修では、放課後児童クラブ支援員や学校関係者、市内フリースクール職員等、子どもと関わる事の多い職種を中心に周知したが、アンケート回答者(72名)の内、子育て支援関係者および学校関係者は2割弱であった。	受講者数は目標人数を上回ったが、学校関係者の受講が少ないことが課題である。	○	児童・生徒等支援者を対象としたゲートキーパー養成研修、ならびに、松戸市ホームページ掲載の一般向けゲートキーパー養成研修動画を周知する。 【研修の開催:1回以上】
24	(1) 子どもの養育に関わる保護者・学校関係者などの「気づき」の力を高める	②思春期保健業務パートナー講座『親のための性教育』を実施	P.30	(再掲)	こども家庭センター 母子保健担当室	○				

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	計画における項目	実施内容	計画書ページ	目標値	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
25	(2) 子育て支援の充実	①産後うつ早期発見・支援として、産婦・新生児、乳児のいる家庭に訪問	P.30	4か月までの乳児のいる家庭全てに実施	こども家庭センター 母子保健担当室		3保健福祉センターにて保健師・助産師等が実施。訪問実数3,135人（他市からの里帰りを含む）。EPDS実施数2,923人（他市からの里帰りを含む）	訪問率及び産後うつの指標であるEPDSの実施状況から育児不安の軽減や産後うつの予防や早期発見に向けて支援できた。	◎	子育て応援交付金の案内を行いながら、相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につないでいく。
26	(2) 子育て支援の充実	②子育て世代包括支援センター（親子すこやかセンター）における相談・支援の実施	P.30	実施	こども家庭センター 母子保健担当室		3親子すこやかセンターで保健師・社会福祉士・助産師が実施。支援妊婦503人、支援乳幼児686世帯	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援できた。	◎	令和4年度と同様、実施。
27	(3) 学校において相談先についての周知を進める	①市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードにて相談先を周知	P.30	（再掲）	児童生徒課	○				
28	(3) 学校において相談先についての周知を進める	②学校に配属されている心理カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭に相談先を配布	P.30	実施	健康推進課		こころの体温計QRコードを印刷した啓発ファイルを市内公立・私立高校10校の1年生に配布した（5,709枚）。こころの体温計の年間アクセス数は65,442件だった。また、「松戸市のちを支える連携ガイドブック」を市内小中学校、市立松戸高校に配布し、児童生徒課を通じて各スクールソーシャルワーカーにも配布した。	前年より啓発範囲を拡大し、より多くの高校生に相談先についての周知ができた。また教職員向けにこころの健康に関するリーフレットを配布したことにより支援者への知識の啓発も行うことができた。「松戸市のちを支える連携ガイドブック」の配布を通じて、学校関係者に様々な相談先を周知することができた。	○	・若者への周知として啓発範囲を拡大し、市内公立中学1年生および、市内全私立公立高校1年生へ啓発物を配布する。 ・引き続き、「連携ガイドブック」を小中学校、スクールソーシャルワーカーに配布する。また、高校や大学にも配布できるような方法を検討する。 【市内公立中学1年生、市内全私立公立高校1年生への啓発物配付、こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】
29	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	①小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる	P.30	年度内にとりまとめ、松戸市立小中学校へ職場体験可能な事業所一覧を通知	学習指導課		小中各学校にて、コロナ禍前のように体験学習が行われてきており、また、各学校が独自に職場体験事業者を選挙し、個々に連携して活動ができてきている。	小中学校より、コロナ禍前のように事業者選定等の相談も依頼も無かったため、担当課としては、各学校の取組みが進み、以前のような支援も必要がなくなってきたものと評価している。	○	小中学校で行われる職場体験学習について、事業者選定等の相談や依頼を受け、引き続き支援する。
30	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	②豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	P.30	（再掲）	児童生徒課	○				
31	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	③GET YOUR DREAMの実施	P.30	5校実施	子どもわかもの課		市内6校の中学校にて実施	実施校の増加に向け、実施校のニーズ調査等が必要であると感じる。	○	ゲットユアドリーム事業実施校を増加させる
32	(4) 子ども・若者の「生きる力」を育む	④中高生と乳幼児とのふれあい体験の実施	P.30	12校実施 引き続き、おやこDE広場などの地域子育て支援スタッフと連携し、拡充を図る	子どもわかもの課		高等学校1校にて生徒向け講演会を実施 中学校7校にて実施	高校では実施校の増加はなかった 中学校では直接ふれあ体験が実施できたことから、次年度の実施を高校と検討・調整を行う	×	中高生が乳幼児との交流を通して命の大切さを学び、子育てに関わるときの予備体験を実施する。
33	(5) 子ども・若者の居場所づくりを推進する	①生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行う	P.30	（再掲）	子育て支援課 福祉政策課	○				
34	(5) 子ども・若者の居場所づくりを推進する	②小中高生や若者が利用できる安心安全な居場所を提供し、孤立の防止、体験や交流の提供、ニーズ把握や専門機関の支援につなぐ。	P.30	児童館機能を持つ施設を5か所に拡大・拡充を図る	子どもわかもの課		こども館、中高生の居場所づくり事業者との連携会議時に自殺対策に関する現状、相談先等について研修を実施 子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所を検討したが、適切な設置場所が見つからなかった。	連携の強化に向けた研修会を継続し、スタッフとの情報共有、資質向上に努めた。 居場所の新規設置は、今後も適切な設置場所の検討を実施していく	○	連携会議等、スタッフとの情報共有および資質向上を目的とした研修を実施し、スタッフの意識向上に努める。

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

【生きる支援関連施策】

	業務名	業務の内容	計画書ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
1	ゆうまつどころの相談業務	ジェンダーや固定的性別役割分担意識、差別や格差によって、生きづらさを感じている女性や男性に対し、カウンセラーがその悩みを聴くことで、自分の問題を整理し生きる力をつけ次のステップに進むことを目的に相談を行う。	P.32	男女共同参画課		女性相談（第1～第4週の月・木曜）、男性相談（第1・3週の金曜）を実施した。 女性相談：延べ376人（面接相談252人、電話相談124人）、男性相談：延べ31人	家族関係、職場の人間関係などに悩みを抱える女性と男性に対して、専門のカウンセラーによる相談を行うことができた。	◎	実施を継続
2	市民相談事業	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施する。一般相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）を行う。	P.32	広報広聴課広聴担当室		市民相談を実施した。	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施した。 【一般民事相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）】	○	各種相談業務の継続
3	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	広報まつどを発行し、行政に関する情報・生活情報を提供する。また、ホームページやSNSによる情報発信により、広報紙を読まない市民に対しても情報提供を行う。	P.32	広報広聴課		各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信できた。	◎	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく
4	生活カタログ（市民便利帳）の発行	市の紹介や市役所における各種手続き方法、助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活カタログを発行する。	P.32	広報広聴課		2023年版を作成・発行し、2023年1月から全戸配布。	生活カタログを配布し、市民に必要な情報を届けることができた。	○	2～3年ごとの発行であるため、今年度は発行せず、2023年版の転入者への配布を行う。
5	就職サポート事業（まつど合同企業説明会）	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。	P.32	商工振興課		令和4年度7月、令和5年1月に合同企業説明会を実施。計2回実施。	参加企業74社、参加求職者224名	◎	引き続き、若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。
6	若者就労支援事業（ジョブトレ業務）	ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたキャリア開発プログラム、相談、企業見学、職業体験等を実施し、就職等進路決定に至るまで一貫して支援する。	P.32	商工振興課		コロナウイルス感染拡大防止対策から少人数制やウェブ上でのセミナーも含めた方法にて支援を実施。	就職者は127人。新型コロナウイルス感染防止対策を講じて、少人数制やウェブ上でのセミナーも含めた方法にて支援を実施できた。	◎	引き続き、若年無業者に対して様々な就労支援の実施を継続
7	求人・就職雇用促進業務（高齢者・中高年向け再雇用促進セミナー）	雇用環境の厳しい定年退職前後の高齢者・中高年に向けてのセミナーを実施する。	P.32	高齢者支援課		令和4年7月・8月にそれぞれ1回ずつ、また、令和5年3月に2回、計4回のセミナーを実施した。	今年度新たに会場とオンラインのハイブリット型で実施することができた。	◎	雇用環境の厳しい定年退職前後の高齢者・中高年に向けてのセミナーを計4回開催する。
	求人・就職雇用促進業務（女性向け再雇用促進セミナー）【中止事業】	雇用環境の厳しい女性に対するセミナーを実施する。 【令和元年度より事業中止】	P.32	商工振興課					
8	社会保険労務士による労働相談	賃金問題、採用・解雇等の問題を抱えた人に社会保険労務士による労働相談を週2回実施する。	P.32	商工振興課	○				
9	消費生活センター運営業務（消費生活に関する相談）	多重債務の解決に向けて、専門機関を紹介する。	P.32	消費生活課	○				
10	消費生活センター運営業務（消費者問題無料相談会）	多重債務問題の解決の一環として、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で年2回（5月と11月）無料相談会を開催する。	P.32	消費生活課	○				
11	消費生活センター運営業務（松戸市多重債務問題対策庁内連絡会）	福祉、徴収、相談部門の21課及び社会福祉協議会を構成員として多重債務問題対策庁内連絡会を開催する。	P.32	消費生活課	○				
12	民生委員及び児童委員活動支援	民生委員児童委員協議会の自主活動の強化のために、実践活動の推進に必要な調査および研究、関係機関、各種社会事業関係者との連絡調整、研修事業および民生委員活動の支援を行う。	P.32	福祉政策課		民生委員活動として市民からの相談支援を行っている。相談支援においてはコロナ感染防止対策を優先し、必要最小限でなるべく接触を避けた活動をとっている。そのほか「災害時の在宅医療と皆さんにお伝えしたい感染対策とワクチンのお話～まちっこプロジェクトの取り組みについて」民生委員全体で研修会を開催し、地区ごとに月一度の定例会や、適宜研修を行うなど識見の向上に努めている。	評価にあたっては、民生委員への相談・支援件数のうち、心身上の健康面につながりやすいと考えられる①健康・保険医療、②子育て・母子保健、③生活費、④仕事、⑤家族関係の相談支援件数を数値化した。令和3年度の相談支援件数（9,718件）のうち、上記①～⑤の合計件数は1,695件で約17%を占めている。コロナ禍において民生委員による地域住民への相談支援はその重要性が増しており、こういったきめ細やかな対応が松戸市の自殺対策にも寄与していると考えられることから、今後も引き続き連携を図りながら対応していきたい。	◎	民生委員は、各々が課題に対し関心を持ち、講演会や研修をとおし識見の向上に努めている。また、関係機関と連携して地域住民の福祉活動を推進し、市民の皆さんの要望を行政につなぐ「パイプ役」として活躍している。
13	松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域市民の福祉増進をめざす民間の自主的な組織として、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う。	P.32	福祉政策課		社会福祉協議会は、高齢者障害者向けの相談窓口、低所得者向け貸付相談窓口、無料職業相談窓口等を設置し、様々な相談内容に対応した。 また、各地区社協では、コロナ禍においても、ウィズコロナとして、三密の回避等の感染防止対策を十分講じた上で徐々に再開に向けた動きがみられた。ふれあい会食会は13地区で実施され、地域巡回型での会食会も行われた。ふれあい・いきいきサロンは13地区35会場、子育てサロンは12地区20会場にて実施された。結婚50年祝賀事業やふれあい広場等のイベントも一部の地区で感染防止に配慮しながら開催された。また松戸市地域福祉計画に基づき、松戸市地域福祉活動計画を策定している。	社会福祉協議会は、高齢者・障害者向けの相談窓口や、低所得者向け貸付相談窓口、無料相談窓口を設置し、様々な相談を日々実施している。 また、コロナ禍においても、それぞれ工夫しながら市内地域福祉の様々な事業を展開し、松戸市福祉の向上にご尽力いただいている、引き続き連携を図りながら対応していきたいと考える。	◎	実施を継続

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
14	保護司会援護業務	松戸市内における保護司が行う保護観察の徹底と、犯罪予防活動の強化を図るため、更生保護事業の推進を支援する。	P.32	福祉政策課		保護司は、犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を行っている。 また、「社会を明るくする運動」の一環として市内中学校生徒指導主任との懇談会や、中学生を対象とした作文コンテスト、また、7月の強調月間の「講演会とコンサート」を開催して、犯罪のない地域社会づくりに向けた啓発活動を展開した。	犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を保護司に行っていた。社会の中で必要な支援が受けられず、再び犯罪や非行を重ねる人たちが一人でも少なくなるよう、地域社会が立ち直り支援に協力できるようご尽力いただいており、引き続き連携を図りながら対応していきたいと考える。	◎	実施を継続
15	低所得者支援事業	不測の事態により低所得となり緊急に援護を必要とする者に対し、援護金を交付し、その世帯の自立更生を図る。	P.33	福祉政策課		社会福祉協議会に委託し、不測の事態により緊急に援護を必要とした世帯の自立更生を図るため法外援護金を交付している。	生活に困窮し、緊急に金銭援助を望む方々に対応ができていると考える。	◎	実施を継続
16	自殺対策計画進捗管理	自殺対策計画の進捗管理を行う。	P.33	健康推進課		松戸市自殺対策推進部会、庁内連携会議を各1回開催し、自殺統計や各課の取り組みを共有した。自殺対策計画進捗確認シートによる進捗管理も継続した。計画評価及び次期計画策定のため市民アンケートを実施した。	進捗管理を実施することができた。	◎	引き続き、会議や進捗管理シートを活用し進捗管理を実施する。
17	市民向け自殺予防講演会	自殺予防の普及啓発のため、一般市民を対象とした講演会を開催する。	P.33	健康推進課	○				
18	普及啓発媒体配布	普及啓発媒体を配布する。	P.33	健康推進課		庁内、医師会、薬剤師会、歯科医師会、関係機関窓口等、全46ヶ所に啓発チラシを配付した(11,162枚)。若年者への啓発として、こころの体温計QRコードを印刷した啓発ファイルを市内全私立公立高校10校の1年生に配布した(5,709枚)。また、働き世代や女性を対象としたこころの体温計QRコード付き啓発チラシを作成し、930枚配付した。こころの体温計の年間アクセス数は65,442件だった。	こころの体温計アクセス数は前年より若干減少したが、対象者ごとに啓発チラシを作成・配付したことで、幅広い世代や対象者へ周知することができた。	◎	引き続き関係機関へ啓発チラシを配布する。また、若年者への周知強化のため、啓発用クリアファイルを従来の高校1年生に加え市内公立中学1年生にも配付する等、対象を拡大する。 【チラシ5000枚以上、こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】
19	メンタルヘルスチェックシステムの活用	パソコンやスマートフォンでアクセスし、現在の心の状態や、リスク要因への対処方法、相談先が分かるメンタルチェックシステム「こころの体温計」の運営を行う。	P.33	健康推進課		「こころの体温計」の運営の実施。自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、SNS、広報、チラシ配布等様々な媒体を用い周知を行った。年間アクセス数は65,442件であった。	こころの体温計アクセス数は前年より若干減少したが、自殺予防週間(9月)と自殺対策強化月間(3月)等の機会に乘じ、様々な媒体を用いることで幅広い世代に周知することができた。	○	引き続き啓発チラシ配付、時期に応じた啓発等を実施し、メンタルヘルスシステムの周知を続けていく。また、利用者の傾向等を分析する。 【こころの体温計アクセス年間数60,000件以上】
20	ゲートキーパー養成研修	自殺を防ぐため、ゲートキーパー(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげる見守る人)を養成する研修を行う。	P.33	健康推進課	○				
21	健康増進啓発事業(歯科予防業務)	保育所、幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施する。	P.33	こども家庭センター 母子保健担当室		57施設の4～5歳児2,736人がフッ化物洗口を実施。	施設数の増加はなかったが、全ての実施施設へ支援を行い継続することができた。	○	63施設でのフッ化物洗口実施を目指す。
22	生活習慣病予防実践事業(生活習慣病予防業務)	保健師・栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行う。	P.33	健康推進課		(栄養士)依頼のあった団体に対して実施。16回304人(歯科衛生士)わんぱく歯科くらぶ参加の保護者に対し実施。108回1518人(保健師)依頼のあった団体に対して実施。8回107人	昨年度に比べて依頼が微増している。地域の活動が再開しているため、今後も需要が見込まれる。	○	引き続き、地区社協等市民へ事業の周知を行い、健康教育を実施する。
23	家庭訪問事業	健康な生活の維持・増進のため、保健師が家庭訪問や健康相談等の生活支援を行う。	P.33	健康推進課		実人数16人、延べ人数51人に対して訪問を実施	支援が長期化するケースが増えているが、他機関とも連携しながら支援を実施できた。	○	本人や家族、他機関等からの情報に基づき家庭訪問を実施する。
24	成人保健指導業務	市民健康相談室・保健福祉センター・地域のイベント等において、健康相談・保健指導を行う。	P.33	健康推進課		(健康推進課) 面接 実人数 54人 延べ75人 電話 実人数 572件 延べ687件 (市民健康相談室) 面接 実人数 462人 延べ536人 電話 延べ193件	新型コロナウイルス感染症罹患後症状に関する相談について、ホームページやリーフレットなどで周知したところ健康相談数が増え、感染症拡大による相談に対応することができた。	◎	電話、面接、メールによる健康相談・保健指導を実施する。
25	地区組織育成事業	健康づくりに関わるボランティアを育成・支援する。	P.33	健康推進課		食育ボランティア(4団体)は、新型コロナウイルス感染症の感染状況と団体の意向を踏まえつつ、定例会を開催(3～11回)し、健康づくりにつながるレシピの開発を行った。 「地域のつどい」は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月下旬から活動を見合わせる中、令和4年度中に残り3団体も活動を終了したためボランティアの育成・支援も終了した。	食育ボランティア団体間で活動回数に差はあったが、健康づくりにつながるレシピ開発の支援を行うことができた。	○	食育ボランティア新型コロナウイルス感染症の感染状況と団体の意向を踏まえつつ、定例会を開催し、健康づくりにつながるレシピの開発を行っていく。

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
26	健康増進人材育成事業	乳児から成人を対象に健康推進課・子ども家庭相談課とともに健康づくり活動を行う人材（健康推進員・食生活改善サポーター）を育成する。	P.33	健康推進課		健康推進員 定例会10回、全体研修会2回、協議会主催研修会1回を開催した。また、地域のイベント等での健康づくり活動は49回実施した。 食生活改善サポーター 定例会11回、食生活改善サポーターによる講習会7回を開催した。	健康推進員 定例会、全体研修会等、感染対策に留意しながら計画通りに開催することができた。地域づくり活動には延べ2,300人の方が参加され、地域住民への普及啓発ができた。 食生活改善サポーター 定例会、食生活改善サポーターによる講習会等、感染症対策を講じながら実施することができた。食生活改善サポーターによる講習会には58人の参加があり対面での普及活動を再開できた。	○	健康推進員 3年任期の最後の年になるため、地域での健康づくり活動をより一層充実させられるよう支援していく。 食生活改善サポーター 定例研修計画に沿って活動支援を行う。
27	健康診査事業	生活保護受給者の健康診査を行う。	P.33	健康推進課	○				
28	受診勧奨事業	千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護の者に対し、申し出により健康診査・検診一部負担金を免除する。	P.33	健康推進課		通年で実施した（個別検診 免除者数 43,062名）	申し出者に対して一部負担金を免除することができた。令和4年7月より前立線がん検診を開始し、こちらでも費用免除制度があるため実績が増加した。	◎	実施を継続する
29	シニア交流センター管理運営事業	住み慣れた地域や家庭において、高齢者が自己の個性や能力を最大限に発揮し、生きがいをもって生涯を過ごす支援を行う。	P.33	高齢者支援課		下半期は全館空調改修工事のため、一般利用を制限していた。	一般利用を制限していたため、本市設を利用しての支援は難しかった。	△	コロナ禍前に開催していたシニア交流センター祭りを開催する。
30	シルバー人材センター関係事業	高齢者に対して働く機会の拡大を図るため、公益社団法人松戸市シルバー人材センターの事業に要する経費に対して、補助金を交付する。	P.33	高齢者支援課		シルバー人材センターに対して補助金の交付や公共施設の借用支援を行うことを通じ、高齢者の就労機会の拡大に努めた。登録会員数は令和5年3月31日現在2069人	前年度末会員数より、21名減少している。	△	同センターに対し、引き続き加入促進に向けた働きかけや公用施設の借用支援を行う。
31	ながいき手帳作成・配布事業	高齢者福祉施策等の情報を提供することにより、高齢者福祉への関心と理解を深め、各種サービスの活用を図る。	P.34	高齢者支援課		配架場所を見直し、新たに2か所配架した。また、法務局の内容を追加する等内容の見直しを行った。	高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することにより、高齢者の各種サービスの活用を図ることができた。	○	年度途中において地域包括支援センター等での部数の追加希望が多かったため、年度当初の配架部数の見直しを行う。
32	老人福祉施設等利用サービス供給事業	特別養護老人ホーム間の円滑な運営及び組織・団体の育成を図るため、特別養護老人ホーム連絡協議会補助金を交付する。65歳以上の要保護老人を市が養護老人ホームに措置した際の費用を支弁及び入所判定に係る業務を実施する。	P.34	地域包括ケア推進課		養護老人ホームについては、令和4年度末時点で4施設に計18人が措置入所中である。	措置が必要である方に対し、適切に支援ができた。	◎	令和5年度についても、措置入所が必要な人に対して、養護老人ホームへの措置を行っていく。
33				福祉政策課		特別養護老人ホーム連絡協議会は令和4年11月末時点で施設数24施設で構成されており、年4回の定例会を開催した。	老人福祉施設等のサービスが円滑に供給できるよう支援できた。	◎	特別養護老人ホーム連絡協議会は、4月1日現在24施設で構成されており、年4回の定例会の開催を予定している。
34	高齢者医療費助成事業	後期高齢者医療に要する入院・外来・調剤費に係る費用の一部を支給する。（所得制限あり）	P.34	福祉政策課		対象者に対して入院、外来及び薬剤費の一部を支給した。令和4年度は支給額3,825,294円、延人数304人であった。	費用の一部支給により対象者の健康保持と生活の安定を図ることができた。	◎	実施を継続
35	老人クラブ育成指導事業	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を展開するシニアクラブ（老人クラブ）に対し、運営費の一部を助成することで、クラブ活動の普及と健全な運営を図る。	P.34	高齢者支援課		地域活動の担い手である、シニアクラブ（老人クラブ）は、令和4年度クラブが184クラブ、会員数が6785人。費用助成を行うとともに、活動運営の支援を行った。	新型コロナウイルス感染症拡大予防を念頭においた活動運営の支援を行い、徐々に活動を再開していった。クラブ数や会員数については減少傾向である為、引き続きはつつクラブ連合会の役員の方々と協議を行いながら、啓発活動に努める。	○	引き続き活動運営の支援を行う。また、松戸市はつつクラブ連合会等と協議を重ねながら、新規会員募集に向けた啓発活動に努める。
36	高齢者保健福祉計画事業	高齢者の保健福祉サービスの総合調整及び保健福祉推進に伴う基盤整備の確立を図るため、3年毎に見直しを行う。市民アンケート調査、松戸市高齢者保健福祉推進会議の開催を行う。	P.34	高齢者支援課		令和4年度は、松戸市高齢者保健福祉推進会議を2回開催した。また、次期計画の策定に向けて、市民などを対象にアンケート調査を実施した。	推進会議や市民などへのアンケートを行ったことで、次期計画を策定する上での情報収集を行うことができた。	○	松戸市高齢者保健福祉推進会議を3回開催し、次期計画を策定する。
37	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発のため、普及啓発用パンフレットを配布する。認知症予防教室、介護予防教室（体操教室）を地域包括支援センターに委託する。	P.34	高齢者支援課		認知症予防教室：59回、延970名参加。 医師や専門職などを講師に招いて専門的な知識を紹介することで、楽しみながら効果的に認知症予防に取り組めるよう市内各地域包括支援センターにて教室を実施した。また参加者へのモニタリングを行い、認知機能低下の程度によりその後の支援に繋げている。 介護予防教室：437回、延9,011名参加。 各地域包括支援センターにて地域特性を踏まえた内容を工夫し、地域とのつながりを促すような継続的な取り組みを推進した。また普及啓発用のパンフレットの配布を行い啓発に努めた。	参加者が認知症予防や介護予防につながるセルフケアを継続できるよう内容や開催方法を検討しながら実施することができた。	○	認知症予防教室： セルフケアや地域とのつながりをもった活動の開始やそれらを継続するきっかけとなるような教室展開を継続する。また教室参加の効果を確認するため、参加者へ電話等によるモニタリングを継続する。 介護予防教室： より多くの市民が参加できるよう、地域特性に合わせた運営を継続し、セルフケアや地域とのつながりを持った活動を促すとともに、効果的な介護予防の取り組みを推進していく。

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
38	介護予防把握事業	基本チェックリストに該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境に応じて必要なサービスが提供されるよう必要な支援を行う。	P.34	地域包括ケア推進課		令和4年度末での事業対象者数は571名。有効期間満了後の状況については、6割近くが自立もしくは総合事業を継続利用している。サービス利用に関しては、必要なサービスが提供されるようにチェックリストの他「松戸市版アセスメントシート」により、より詳細な心身の状態や環境、本人が目標としている生活を確認しながら、必要なサービス利用に繋げる。	介護予防および日常生活支援を目的として本人に必要なサービス利用に繋がったことで、利用者の状態維持改善を行うことができた。また、フォーマルサービスに限らずインフォーマルサービスの利用につなげ、日常生活の活動を高め、継続的に取り組めるように支援した。	◎	今後も実施を継続し適切なサービス利用による介護予防を図るとともに、必要な方に積極的なサービス利用を促していく。
39	地域包括支援センター事業（基幹型地域包括支援センター）	市役所本庁内に基幹型地域包括支援センターを設置し、高齢者施策全般や他の関連施策との連携を図る。基幹型包括は直接担当圏域はもたず、委託型地域包括の総合調整や後方支援を行う。	P.34	地域包括ケア推進課	○				
40	地域包括支援センター事業（地域包括支援センターの委託）	身近なところで包括的・継続的に保健・福祉サービスが受けられるよう、日常生活圏域ごとに（市内15か所）地域包括支援センターを設置し、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、医療と介護の連携、認知症総合支援、生活支援体制整備、地域ケア会議等を委託する。	P.34	地域包括ケア推進課		市内の各日常生活圏域（15か所）に地域包括支援センター事業を法人委託し、設置をしている。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がそれぞれの専門性を生かし、チームで協議しながら高齢者の支援を行っている。包括的な相談支援体制の整備のため、研修会の開催や他分野含めた地域の支援者とのネットワークの強化を行った。	各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、地域の特色や強みを生かしながら、総合的な相談を受けられる体制を整備することができた。	◎	包括的相談支援事業を推進するため、関係機関とのネットワーク体制の構築、相互連携、高齢者以外の分野の相談に対応するための知識、技術の向上を図っていく。
41	認知症総合支援事業	認知症についての正しい理解の普及啓発を図るとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らすことができるために、認知症の早期診断・早期対応にむけた支援体制の構築や認知症ケアの体制整備を行う。	P.34	高齢者支援課		まつど認知症予防プロジェクト協力実施機関になるための研修を受講しやすいう、オンライン開催を継続した。実施協力機関数は現状維持となったが、認知症の早期発見・早期対応として、133件実施できた。ホームページへの掲載等、認知症の相談窓口や事業等の周知を図った。	認知症についての正しい理解の普及啓発や認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制整備について、継続して推進していけるよう、次年度も認知症研究会や関連機関と連携し取り組んでいく必要がある。	○	アルツハイマー月間や松戸まつりによる各イベント等を通じて、認知症についての正しい理解や相談窓口等の普及啓発、認知症早期発見・早期対応のためのまつど認知症予防プロジェクトの周知を図っていく。また、認知症研究会や関連機関と連携して取り組み、認知症の支援体制整備を推進していく。
42	認知症高齢者見守り事業（あんしん一声運動業務）	認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目指すために、認知症サポーターが地域の中で声かけ活動を積極的に実施することや認知症に関する専門職と一緒に活動できる仕組みを構築する。	P.34	高齢者支援課		オレンジ協力員1,103人、オレンジ協力員受け入れ機関数37事業所、オレンジ声かけ隊4,106人、オレンジ声かけ隊登録団体数210か所(3月末時点)。認知症サポーターは、小学生7校、中学生1校、高校生2校と、学生を対象とした養成講座を多く開催し、昨年度から2,282人増えて33,292人となった。各地域包括支援センターでは、オレンジバトウオーク、オレンジ協力員のステップアップ研修を実績に応じて実施。また、委託先である社会福祉協議会にオレンジ協力員受け入れ機関に対してオレンジ協力員受け入れ再開に関するアンケートと、新規受け入れに関する意向調査を実施するよう依頼をした。その結果、受け入れ再開の検討や新規受け入れの前向きな検討に繋がった。オレンジ声かけ隊に対しては、認知症当事者のインタビュー動画を視聴するオンライン研修を実施。	校長会や放課後児童クラブ法人連絡会で認知症サポーター養成講座を受講動員したことにより、学生を対象とした養成講座が開催でき、若い世代への受講を実現することができた。意向調査等により、オレンジ協力員に対しては、受け入れ再開と新規受け入れの前向きな返答をいただくことができ、コロナ終息後の活動の足がかりを築くことができた。オレンジ声かけ隊の研修については、認知症当事者のインタビューを視聴したことで、認知症の症状や当事者、その家族へ理解の促進、今後の積極的な活動に繋がる研修となった。	◎	オレンジ協力員のさらなる活動の場や認知症の当事者、家族のニーズに沿った支援の場を創出していく。また、引き続き企業や学生を対象とした認知症サポーター養成講座の開催を進め、幅広い世代での支援体制の構築を目指す。
43	総合相談事業（高齢者総合相談関係業務）	地域で暮らす高齢者から介護、福祉、健康、医療等に関する相談を包括的に受け、担当する地域包括支援センター等につなげる。	P.35	地域包括ケア推進課		本人または家族への相談支援件数：3,871件 本人または家族以外の機関への相談支援件数：3,592件	高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族、支援関係機関からの相談に応じ、相談内容や課題に応じ、担当する地域包括支援センターを含め、適切な支援に繋げることができている。	○	相談件数は増加傾向にあり、今後もこれまでと同様に継続し、関係機関との連携を図りながら適切な支援に繋げていく。
44	総合相談事業（高齢者支援連絡会業務）	地域包括支援センターに委託し、地域での見守り活動や勉強会等の開催を通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援し、生活上の課題を早めに発見することを目的に、市内9地区で高齢者支援連絡会を行う。	P.35	高齢者支援課		市内9か所に設置されている高齢者支援連絡会において、各地域の特性に合わせた見守り活動を実施した。また、コロナウイルスの影響により高齢者支援連絡会の交流会は書面開催となったものの、各地区の課題や活動の共有、意識の向上を図るため、冊子を作成した。	コロナ禍により、書面による交流会など活動の制限はあったが、そういった状況下であっても、各地域に合わせた見守り活動等を行うことができた。	○	高齢者を支援する各地域の町会・自治会・民生委員等が参加し、地域住民のネットワークの強化、見守り活動等を引き続き行っていく。
45	高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な認知症高齢者等について、利用者本人に親族がなく、あっても音信不通等の事情で、特に福祉を図るため必要と認めた場合に、成年後見制度利用の申立てを市長が行う。また必要な場合申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する。	P.35	地域包括ケア推進課		令和4年度は、28件の市長申立を行った。また、本人・親族申立費用に対する助成は32件、報酬助成は142件行った。	市長申立や各助成制度に関して、広く周知した。市長申立に関しては、申立まで時間がかかることから、手順の見直しを行い、期間の短縮を図っていく必要がある。	◎	各助成制度について、よりニーズに合った制度とするため、要綱の見直しを行う。

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
46	権利擁護事業（高齢者虐待防止ネットワーク関係業務）	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、保健・医療・福祉等の関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化するため、松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業を行う。	P.35	地域包括ケア推進課	○				
47	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが要支援者、事業対象者に対するアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取組んでいけるよう支援する。	P.35	地域包括ケア推進課		「介護予防・日常生活総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアル（改訂版7版）」を作成し、周知を実施した。ケアマネジメントを展開するにあたり、自立支援・健康増進等の理念について周知することにより、目的に向けた主体的なサービス利用の支援を行った。地域包括支援センターへの相談・助言も適宜行った。	「介護予防・日常生活総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアル」の周知をする事で適正な介護予防ケアマネジメントを実施する事ができた。地域包括支援センターに相談・助言をする事で円滑な介護予防ケアマネジメントの実施に繋がった。	◎	「介護予防・日常生活総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアル」の変更を検討していく。また、地域包括支援センターからの相談に応じ円滑な介護予防ケアマネジメントが実施できるよう、引き続き対応していく。
48	地域介護予防活動支援事業（元気応援くらぶ）	住民自身が主体的に運営する「通いの場」に高齢の方が気軽に出かけ、人とのふれ合いや元気づくり（介護予防）ができる場や機会がある地域づくりの推進のため「通いの場」（元気応援くらぶ）を実施するグループを公募する。公募により採択となったグループには開設・運営に係る支援を行う。	P.35	高齢者支援課	○				
49	介護予防把握事業（ポピュレーション・アプローチ、ハイリスク・アプローチ）	2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、介護(要支援)認定等を受けていない高齢者へ、ポピュレーション・アプローチ、ハイリスク・アプローチによるアンケート調査を実施する。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施する。	P.35	高齢者支援課		2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、65歳、75歳到達者9,543人にアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施した。	2025年までの全高齢者の実態把握を目指し、アンケート調査や見守りの実施を行うことができた。アンケートの回収率は約99%と前年度を上回る数値となった。	◎	2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、一般高齢者のうち65、75歳到達者にそれぞれアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施していく。
50	福祉まるごと相談窓口	「どこに相談したらよいかわからない」「相談が多岐に渡る」等の福祉の相談を基幹型地域包括支援センターで受け付けを行い、的確な支援機関に繋ぎ、寄り添い型支援を行うことで、福祉の困りごとを抱えた市民の安心した生活を支援する。	P.35	地域包括ケア推進課	○				
51	生活保護施行に関する業務	生活保護の相談を受け、制度の案内を行うと共に、申請を受け付ける。保護開始後は、被保護者の自立に向けた援助方針を作成し、定期的な面談、就労支援、医療・介護・福祉サービスの調整等、被保護者が主体的に生活できるよう支援・援助を行う。	P.35	生活支援課	○				
52	生活保護各種扶助事務	被保護者へ生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助について支給もしくは事業者等へ支払を行う。	P.35	生活支援課	○				
53	中国残留邦人生活支援事業	中国残留邦人等とその配偶者の方で、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない方を対象に、支援給付を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。	P.36	生活支援課		支援給付を毎月1日に行っている。通訳派遣や日常生活の相談を週3回行っている。	対象者に対して適切な支援給付をすることができた。	◎	実施を継続
54	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	生活困窮者を対象として、「松戸市自立相談支援センター」において、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行う。なお、路上生活者に対する支援についても本事業に含まれる。	P.36	福祉政策課	○				
55	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	2年以内に離職又は個人の責によらず就業機会等が減少し、就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として家賃相当額（上限あり）を支給する。	P.36	福祉政策課		住居確保給付金の支給要件を満たす方に対して家賃相当額を支給した。年間支給件数は延436件であった。	家賃相当額の住居確保給付金を支給することで、生活困窮者の住居確保に資することができた。	◎	実施を継続
56	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	「社会との関わりに不安がある」、「他の人とうまくコミュニケーションが取れない」等、ただちに就労が困難な方に対して、面談、適性検査、グループワーク、就労体験等、一般就労に向けた準備のための支援を行う。	P.36	福祉政策課		直ちに一般就労への移行が困難な方に対して、一般就労に向けた準備のための支援を実施した。令和4年度は延407名の利用があった。	直ちに一般就労への移行が困難な方に対して、一般就労に向けた準備のための支援を行うことができた。	◎	実施を継続
57	生活困窮者自立支援事業（家計改善支援事業）	家計状況の見える化により根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付の案内等を行い、早期の生活再生を支援する。	P.36	福祉政策課		家計に問題がある方に対して家計改善のための相談支援を実施した。令和4年度は延25件のプランを決定した。	家計に問題がある方に対して家計改善のための相談支援を実施することができた。	◎	実施を継続
58	生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業）	住居を失った生活困窮者に対する一時的な住居等を提供する。	P.36	福祉政策課		住居を失った方に対して一時的な住居等の提供を行った。令和4年度は3世帯の利用があった。	住居を失った方に対して一時的な住居等を提供した。	◎	実施を継続
59	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業等）	生活困窮世帯、生活保護世帯の子ども（小学校5・6年生、中学生、高校生）に対して、個別指導型の学習支援、居場所の提供、必要に応じた心理カウンセリングを行う。	P.36	福祉政策課	○				
60	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う。	P.36	障害福祉課		松戸市障害者計画推進協議会 開催（10月）	2回開催	○	継続実施
61	松戸市地域自立支援協議会の開催	障害者総合支援法に定められている「松戸市地域自立支援協議会」を設置し、地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制を協議する。	P.36	障害福祉課		相談支援部会。就労支援部会、こども部会 の開催	各部会 12回開催	○	継続実施

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
62	障害者居宅生活支援事業（障害者相談等業務）	障害者が在宅で安定して生活するため、様々な悩み事の相談を受け付け生活支援を行う。	P.36	障害福祉課		身体障害者相談員、知的障害者相談員で各障害者の更生支援の相談及び指導を実施	身体障害者相談員12人、知的障害者相談員5人で各障害者の更生支援の相談及び指導を実施	○	継続実施
	障害者居宅生活支援事業（精神障害者つどいの広場開催業務）【中止事業】	障害者が在宅で安定して生活するため、当事者の人たち、家族の人たちの話し合いの場を開催する。【令和2年度で廃止】	P.36	障害福祉課					
63	障害者手当等給付事業	日常生活が困難な特定の障害者に対し、手当の支給を行う。（難病者援護費・特別障害者手当等・ねたきり身体障害者等福祉手当・心身障害児福祉手当・特別児童扶養手当関係業務・心身障害者扶養年金・身体障害者結婚祝金・心身障害児入学祝金・就職支度金）	P.36	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 ・難病者援護金 入院632人 通院 延25,043人 ・特別障害者手当等 延8,485人 ・ねたきり身体障害者福祉手当 延72人 ・心身障害児福祉手当 延6,664人 ・特別児童扶養手当 実施 ・心身障害者扶養年金 延0人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
64	障害者就労支援事業	就労相談や就労後の定着支援を実施することで、継続的な一般就労を支援する。また、工賃向上を支援し、経済的な自立を支援する。	P.37	障害福祉課	○				
65	障害者医療費助成事業	精神障害のための入院費の補助や医療費の補助を行う。	P.37	障害福祉課		重度心身障害者医療費等援護費 随時支給（通院1回・入院 300円/日（住民税所得割非課税世帯は負担なし調剤は一律自己負担なし。）） ・重度心身障害者医療費助成 延124,178件	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
66	計画相談支援等給付事業	障害児・者のサービス等利用計画を作成した際の費用の扶助や、特定入所費用の補給給付により負担軽減を図る。	P.37	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 ・利用計画作成件数（児・者）3,066件 ・高額障害福祉サービス給付費 延19人 ・高額障害児通所給付費 延32人	計画相談員によるプラン作成件数については、年々増加している。	◎	継続実施
67	障害者自立支援医療費支給認定業務	精神障害の治療または腎臓、心臓、免疫、肢体、そしゃく等の手術や治療にかかる医療費の負担軽減等の支給を行う。	P.37	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 自立支援医療 ・精神通院医療 8,461人 ・更生医療 520人 ・育成医療 24人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
	地域生活支援事業（相談支援業務）【重層的整備事業に移行】	相談体制の強化や障害者等の権利擁護のための必要な援助を行う。また、障害福祉サービスにはない、地域に必要なサービスの提供を行う。【令和3年度より重層的整備事業に移行】	P.37	障害福祉課					
	基幹相談支援センター等事業【重層的整備事業に移行】	障害者が自立して生活が送れるよう、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制の充実を図る。障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に関する啓発を行う。【令和3年度より重層的整備事業に移行】	P.37	障害福祉課					
68	重層的支援体制整備事業【R3年度より追加】	地域での総合的な相談体制の強化を図るため、相談支援事業を実施し障害者の自立支援を促進する。障害者等からの相談に応じ、情報提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行う。また、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。		障害福祉課		相談窓口として、中央・小金・常盤平基幹相談支援センター及び社会福祉法人桐友学園に委託。 ・中央基幹相談支援センター 6,119件 ・小金基幹相談支援センター 5,272件 ・常盤平基幹相談支援センター 9,364件 ・社会福祉法人桐友学園 208件	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	◎	継続実施
69	障害者手帳の交付	身体・療育・精神の手帳を交付する。	P.37	障害福祉課		申請をいただき、随時支給 手帳所持者数 ・身体障害者手帳 12,666人 ・療育手帳 3,486人 ・精神保健福祉手帳 5,285人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
70	松戸市障害者差別解消支援地域協議会の開催	地域ぐるみで障害者差別の解消に向けた取り組みを推進するネットワークであり、障害者支援の経験や専門知識を持つ人や、障害のある当事者・家族会のほか、国・県・市の関連部署を構成員とし、障害者差別相談事例の共有、障害者差別に関する相談を受けた機関等への調整・対応内容の提案、障害者差別にかかる紛争の防止や解決の後押し等を協議する。	P.37	障害福祉課	○				
71	福祉のしおり・社会資源マップ・ガイドブック等の作成	障害者とその家族に対し、各種福祉制度の概要や手続き方法等を紹介する福祉のしおり等を作成・配布することにより、障害者の方々がある能力等に適切なサービス、助成を受けることができるよう情報提供し、生活の質の向上や社会参加の促進を図る。	P.37	障害福祉課		窓口来庁時には、障害者手帳を交付する際に、障害福祉のしおり等を用いて案内を実施。郵送の場合も、障害福祉のしおり等も併せて送付。	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受け適切にご案内を行った。	◎	継続実施
72	高次脳機能障害の当事者・家族支援業務	高次脳機能障害の当事者・家族の話しあう場に出席し、情報提供を行う。	P.37	障害福祉課		感染症拡大防止の観点から規模を縮小して開催された。そのため、市への出席依頼がなかった。	未実施	△	継続実施

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
73	障害児支援関係事業	医療的ケア児が在宅で安心して生活できるようにすること及び支援が必要な子どもが切れ目なく支援を受けられるようにライフサポートファイルを活用した支援システムの構築を行う。	P.37	障害福祉課		・医療的ケア児連携推進会議 1回開催 ・R4年度の配布数は174部	・松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議を開催し、医療的ケア児の支援方法等について話し合った。 ・ライフサポートファイルについては、こども部会で、周知方法を検討し、活用方法のデータ作成をおこなった。	◎	継続実施
74	地域子ども・子育て支援事業	根本内・野菊野こども館に子育てコーディネーターを配置し子育てに悩んでいる人への相談を行う。	P.37	子どもわかもの課		子育てコーディネーターが、保護者からの子育て相談を受け、常盤平児童福祉館職員をはじめ、関連施設へ情報共有を行った。	今後とも来館した子育てコーディネーターの子育て相談を継続し、必要に応じ、常盤平児童福祉館や関連機関等との情報共有を実施していく必要があると感じた。	○	子育てコーディネーターが、保護者からの子育て相談を受け、常盤平児童福祉館職員をはじめ、関連施設へ情報共有を図る
75	児童館管理運営事業	こども館の委託や児童館の施設管理を行う。児童館の職員が市内を巡回し、地域市民・利用者とともに児童の健全育成を目指す。居場所のない子どもたちへの居場所の提供を行う。	P.37	子どもわかもの課		4施設のこども館の委託および常盤平児童福祉館の適正運営に努めた。 移動児童館については、市内5か所にて実施し、来館した子どもたちからの相談へ対応した。	今後ともこども館の委託および常盤平児童福祉館の適正な運営を継続し、関連機関等との情報共有を継続していく必要があると感じた。	○	常盤平児童福祉館および委託先であるこども館4館の適正な管理に努める。 また、移動児童館事業の継続を行う。
76	こどもの夢支援業務	中学生に対し、様々な世代・経歴の大人の様々な価値観に触れる機会を与え、自らの将来について真剣に考えるきっかけとして「GET YOUR DREAM」事業の実施を委託する。	P.38	子どもわかもの課		市内6校の中学校にて実施	実施校の増加に向け、実施校のニーズ調査等が必要であると感じる。	○	ゲットユアドリーム事業実施校を増加させる
77	中学生と乳幼児のふれあい体験業務	乳幼児のふれあい体験と子育て中の保護者との交流を行ったあと、命の大切さ等の講義を実施。安全に実習が進められるよう、市のおやこDE広場スタッフを配置する。	P.38	子どもわかもの課	○				
78	少年センター運営業務	盛り場や駅等で声かけを実施する少年補導員に対し、年間活動費及び街頭補導活動報償費を支給する。	P.38	子どもわかもの課		街頭補導活動をはじめ、少年補導員の資質向上を目的とした研修会を実施した。	計画に沿った、街頭補導活動における声かけの実施および研修会を開催した。	○	計画に沿った、街頭補導活動の実施および資質向上を目的とした研修会等の計画を作成し、計画に沿った活動を展開していく。
79	家庭教育相談員関係業務	家庭教育相談員が、本人、保護者より家庭や非行問題等について電話相談を受ける。	P.38	子どもわかもの課		常盤平児童福祉館における家庭教育相談員による来所および電話での相談を実施。	相談件数の合計として、来所相談が254件、電話相談が76件あった。今後も相談業務の継続が必要であると考える。	○	常盤平児童福祉館における家庭教育相談員による来所および電話での相談を実施する
80	青少年自立支援事業「中学生支援業務・子どもの居場所づくり事業」	放課後や長期休業中に、小中学生が利用できる安心安全な居場所を提供することにより、学校や家庭以外の自由な時間と場所の提供、知識や体験の提供、孤立の防止、子ども一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげる。	P.38	子どもわかもの課	○				
81	家庭児童相談関係業務	家庭相談員、婦人相談員を置き相談業務を行う。要保護児童等への必要な支援を行う支援拠点を整備する。	P.38	こども家庭センター		子ども家庭総合支援拠点を設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施 家庭相談員17名、婦人相談員4名を配置	滞りなく業務を実施し支援が必要な児童や女性に対して適切な支援を行うことができた。	◎	子ども家庭総合支援拠点を設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施 家庭相談員19名、婦人相談員4名を配置
82	要保護児童対策地域協議会関係業務	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待の早期発見対策、児童虐待への救済支援体制を強化する。	P.38	こども家庭センター		【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催）	予定どおりに会議を開催したことで、関係機関との連携を深めることが出来た。 また、啓発活動を行うことで児童虐待防止・DV婦人相談の普及を行うことができた。	◎	【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にSOSカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催）
83	児童短期入所等委託事業	保護者が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張、仕事等の社会的事由により養育ができない家庭の児童を対象とし、ショートステイ、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を施設へ委託する。	P.38	こども家庭センター		市内2施設において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施	様々な理由により面倒を見ることができない子どもを預かり、親の養育を支援することができた。	◎	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施
84	入院助産措置委託業務	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる場合、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる。	P.38	こども家庭センター		令和4年度末時点での申請件数：18件	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ、助産を受けさせることができた。	◎	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産施設の入所費用を助成する。
85	子どもの貧困対策推進業務	様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるように、子どもの貧困対策を総合的に推進する。	P.38	子ども政策課 子どもの未来応援担当室		子どもの未来応援講演会を実施し、150名以上の市民が参加した。また、相談先や支援情報などを集約した子どもの貧困早期発見・支援ガイドブックを発行した。さらに、子どもの未来応援基金を創設し、子ども食堂新規開設・運営支援補助金を開始するなど、子どもの貧困対策を推進することができた。	テラスモール松戸のステージで実施した講演会には多くの一般市民の参加があったほか、子ども食堂への補助金の開始により子ども食堂の数が大幅に増加し、地域ぐるみで子どもたちを応援する取組が広がりをみせるなど、子どもの未来応援プランに基づき貧困対策の一層の推進を図ることができた。	◎	令和5年3月に発行した子どもの貧困対策早期発見・支援ガイド「子どもの未来応援ノート」を効果的に配布し、その活用を促すことで、支援者が要支援者に寄り添い適切な支援につなげていけるよう、引き続き貧困対策の推進を図っていく。
86	市民健康相談事業	各種届出により健康状態を把握し、また市民の身近な健康相談の場として適切な保健指導を行うことにより、市民の健康維持・増進に役立てる。本庁及び各支所9か所に設置されている。	P.38	こども家庭センター 母子保健担当室		平日（日中）9か所実施（例年同様） 届出関係9,751件、母子の相談4,277件、成人の相談6,869件	身近な健康相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	◎	令和4年度と同様、実施。
87	家庭訪問事業 妊婦訪問指導	家庭訪問により、問診・妊婦の健康状態の観察・把握・指導・相談等を行う。	P.38	こども家庭センター 母子保健担当室		3保健福祉センターにて保健師・助産師等が実施。 妊婦訪問実数 227人	妊婦訪問が必要とされている対象者には訪問できている。不調の早期発見、不安の解消等、相談対応をすることができた。	◎	前年度までの実施内容に加え、令和5年3月より伴走型相談支援における妊娠8か月面談が開始され、必要に応じて訪問している。
88	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に助産師・保健師が訪問する。産後うつチェックリストを用いて、産後うつの早期発見・支援を行う。	P.38	こども家庭センター 母子保健担当室	○				

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
89	母子健康手帳交付業務	各市民健康相談室で妊娠届出のあった者に保健師が直接面接し、母子健康手帳の交付、必要に応じた健康支援を行う。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		平日（日中）9か所で開催（例年同様）妊娠届出数3,237人(妊娠届出数は、妊娠届受理数のため、母子健康手帳発行数とは一致しない)	母子健康手帳交付時には、必要に応じて相談を受けた。妊婦においては、個別支援基準に該当した者（おもに精神疾患既往等）に対し、今後の育児上の支援課題等を把握し、継続支援に繋ぐことができた。	◎	令和4年度と同様、実施。
90	ママパパ学級開催事業	初妊婦とパートナーを対象に保健福祉センターとおよこDE広場等で妊娠中の生活や育児についての講話、実技、交流を行う。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		3保健福祉センターにて計124回実施。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、妊娠届出で把握した初妊婦数に対する、受講した妊婦（実数）の割合は62.5%で昨年度より増加した。広場での開催は年度を通じて中止した。	初妊婦とパートナーが、家族の健康や、産後の育児や家族の生活を想像し、産後うつや健康相談、育児相談先を知る機会となった。新型コロナウイルス感染症防止策を講じながら実施することができた。	◎	①感染対策を講じて、3保健福祉センターでの実施を継続。 ②参加者同士の交流の再開時期の検討。 ③感染症が5類に移行されるため、R5年度中に3日目を再開。市内のおよこDE広場等運営スタッフとの情報共有や連携をする。
91	産後ケア業務	心身の安定と育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的に作成する支援計画に基づき、育児の助言指導を実施。宿泊型・日帰り型は病院、訪問型は助産師会助産師が家庭訪問で実施する。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		利用者（実数）：宿泊型92件、訪問型19件、日帰り型4件	利用後アンケートより利用者の目的の達成度及び満足度は目標値を上回っていることから、適切な支援ができた。利用人数の増加に伴い、委託事業者の新規追加に向けて調整を行った。令和5年度より新規に2施設と委託契約を締結予定。	◎	①感染対策を講じて実施を継続。 ②利用人数の増加に伴い、より適正かつ有効なケアが提供されるよう、委託事業者との調整、進捗管理を行う。また、利用にかかる手続きや手法について、市民のニーズや利便性を考慮した事業運営となるよう、拡充に向けた検討をする。
92	乳児健康診査業務	委託医療機関にて3か月児・7か月児・9か月児の健康診査を実施する。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		委託医療機関で実施（例年同様） 受診率：3～4か月児健康診査 95.3% 6～7か月児健康診査 93.3% 9～10か月児健康診査 93.3%	医師に診てもらうことで、健康状態や養育状況の確認ができ、育児不安の軽減や、養育状況の問題を把握し、改善する場になった。	◎	感染対策を講じて実施を継続
93	1歳6か月児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査を同時に実施し、育児や健康に関する相談を受付ける。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		一般健康診査を委託医療機関にて個別で実施し、歯科健康診査、問診、相談を3保健福祉センターにて計65回実施。 個別健康診査受診率 94.2% 集団健康診査受診率 97.0%	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができた。新型コロナウイルス感染症状況をみながら、実施方法について再度検討する	◎	感染対策を講じて実施 集団健康診査実施回数：65回 個別健康診査受診率：97%、集団健康診査受診率97%を目標とする。
94	3歳児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査、尿検査を同時に実施する。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		3保健福祉センターにて計75回実施 受診率97.4%	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができた。感染症への不安がある方へは早めにご帰宅いただけるよう配慮し、後日電話相談で対応した。	◎	感染対策を講じて実施を継続 集団健康診査実施回数：72回 3歳児健康診査受診率97%を目標とする。
95	発達相談	発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して、心理士協力のもと、支援の方向性を相談。必要に応じて療育機関等につなぐ。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		3保健福祉センターにて毎月4～10回実施。昨年度より相談枠を増枠し計267回実施。	発達の気になる子やその対応に苦慮している親に対して助言・情報提供し、必要時療育機関等につなぐことができた。	◎	感染対策を講じて実施 対象者がタイムリーに相談できる機会を確保する。
96	母子保健指導業務思春期保健業務	思春期の子どもを持つ親（小学校・幼稚園の保護者）に対して保健師が男女の性や避妊、性感染症予防・自己肯定感について健康教育を行う。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室	○				
97	母子保健指導業務育児相談「赤ちゃん教室」	乳児と保護者を対象に、およこDE広場等で健康教育やグループワーク、個別相談を行う。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		19会場で計46回実施、265人の保護者が参加。	新型コロナウイルス感染症防止対策を講じて実施することができた。参加者に対しては乳児期に必要な子育てや健康に関する情報を提供し、希望者へ個別相談を実施することができた。参加数を制限したため、参加できなかった保護者に対しては電話等の個別相談で対応することができた。	◎	感染対策を講じ、各会場定員5～10組程度、19会場で計46回実施
98	母子保健歯科指導事業「わんぱく歯科くらぶ」	2歳～3歳5か月児と保護者を対象にした教室、子どもにはう蝕活動性試験、ブラッシング指導、日常生活についての健康教育・個別相談、フッ化物塗布、歯科健診を行い、保護者には歯周病の重症化予防として口腔ケアの指導を行う。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		感染防止対策を講じ、計158回実施。	仕上げ磨きの負担軽減になるなど子育て支援に繋がった。	◎	感染対策を講じ、3保健福祉センターで計158回実施。
99	母子保健型利用者支援業務「親子すこやかセンター」	妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み事に円滑に対応するため保健師等が専門的な見地から相談を実施し、切れ目ない支援体制を構築する。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室	○				
100	養育支援訪問業務	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。松戸市社会福祉協議会へ委託している。	P.39	こども家庭センター 母子保健担当室		月に1回定例会議を実施（全12回） 支援が必要な家庭への支援を委託で実施（26世帯・延べ563回）	支援が必要な養育困難な家庭に対し、感染予防に配慮しながら、支援を実施できた。養育者の育児状況の改善や育児不安の軽減等に繋がった。	◎	令和4年度と同様、実施。
101	地域子育て支援拠点業務「およこDE広場、子育て支援センター、ほっとる一む」	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図る場や、育児相談等を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と地域の子育て支援機能の充実を図る。	P.40	子育て支援課		実施を継続	実施を継続するとともに、松戸地区に1カ所新設した。	◎	事業を継続
102	一時預かり業務「ほっとる一む」	理由を問わず乳幼児を一時的に預かる事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減する。	P.40	子育て支援課		実施を継続	実施を継続するとともに、松戸地区に1カ所新設した。	◎	事業を継続
103	子育てコーディネーター業務	地域子育て支援事業に従事しているスタッフを「子育てコーディネーター」と認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消する。	P.40	子育て支援課		実施を継続	実施を継続するとともに、松戸地区に1カ所に子育てコーディネーターを配置し、業務の充実に務めた。	◎	事業を継続
104	ファミリーサポートセンター業務	地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、相互に育児の援助活動を行う。	P.40	子育て支援課		利用件数：4,393件		◎	実施を継続

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
105	ひとり親家庭就労促進業務	ひとり親家庭の親が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成することにより、就労を促進し経済的自立を図る。	P.40	子育て支援課		4名支給	ひとり親家庭の親に就労や増収につながる資格習得のための講習を受ける経費を助成することができた。	◎	実施を継続
106	母子・父子自立支援プログラム策定業務	自立支援プログラム策定員を配置し、自立支援計画書を策定することにより、きめ細やかに継続的な自立・就労支援を実施する。	P.40	子育て支援課	○				
107	母子家庭等高等訓練促進業務	ひとり親が就労に結びつき易い資格取得のため、養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給する。	P.40	子育て支援課		11名支給	ひとり親家庭の親に就労や増収につながる資格習得のための講習を受ける経費を助成することができた。	◎	実施を継続
108	ひとり親家庭学習支援業務	ひとり親家庭の親の学びなおしを支援することで、正規雇用を中心としたより良い条件での就労につなげる。また、児童に学習支援を行うことで基礎学力の向上を図り、地域での生活を総合的に支援する。	P.40	子育て支援課		市内6か所会場開設	前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、事業を継続し、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
109	ひとり親家庭相談支援業務	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う。	P.40	子育て支援課		相談件数 7,976件	ひとり親家庭の家庭に必要な情報提供・相談指導等の適切な支援を行うことができた。	◎	実施を継続
110	母子生活支援施設入所委託業務	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合に入所させその生活を支援する。	P.40	子育て支援課		該当者なし	該当なし	○	実施を継続
111	高等学校修学資金関係事業	経済的理由で入学困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の貸し付けを可能にし、有用な人材の育成を図る。	P.40	子育て支援課 児童給付担当室		貸付は2月実施 (広報まつど)12月1日号掲載 (募集要項配布)12月1日から (配布場所)各中学校、市民課、各支所、 子育て支援課児童給付担当室 (申請期間)令和5年1月6日から3月10日 貸付件数：14件	申請者に対して適正に貸付することができた。	○	実施を継続
112	遺児手当給付事業	父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る。	P.40	子育て支援課 児童給付担当室		年3回支給(8月・12月・4月)	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
113	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する。	P.40	子育て支援課 児童給付担当室		年6回支給(5月・7月・9月・11月・1月・3月)	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
114	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の自己負担金の一部又は全部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。	P.41	子育て支援課 児童給付担当室		助成対象者に医療受給券を発行し、保険診療分の自己負担医療費について助成。 なお、一部負担額については、以下のとおり 通院」回・入院1日あたり300円(対象児童は200円)調剤は無料(市民税所得割非課税世帯は全て無料)	申請者に対して適正に医療費を助成することができた。	○	実施を継続
115	生徒指導業務「中学校生徒指導連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と関係機関が情報共有を行い対応を検討する。	P.41	児童生徒課		年5回実施	学校の生徒指導体制の再確認、問題行動生徒の状況などを十分に把握できた。	○	年5回実施
116	生徒指導業務「学校警察連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と警察が情報共有を行い対応を検討する。	P.41	児童生徒課		年3回実施	各学校区における問題を共有し、課題解決に向けて話し合うことができた。	○	年3回実施
117	生徒指導業務「個別支援会議の開催・調整」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のため、学校だけでは問題解決が難しい案件に関して、関係機関と協力して問題に対応する。	P.41	児童生徒課		学校の要請に応じて参加	各学校における個別の事案についての協議に参加し、情報共有や助言等を行うことができた。	○	学校の要請に応じて参加
118	いじめ防止対策委員会	定例会や臨時会を開催し、いじめ防止に関する意見を学校教育現場に還元する。	P.41	児童生徒課	○				
119	いじめ防止対応マニュアルの作成	いじめの未然防止、早期発見・早期対応、継続支援を行ううえでの参考資料として市内全小中学校に配布する。	P.41	児童生徒課	○				
120	校長会・生徒指導主任研修会	校長会や生徒指導主任研修会を開催し、いじめの積極的認知を指導する。	P.41	児童生徒課		生徒指導主任研修会にて年1回実施	いじめ事案が発生した際の学校の対応、学校いじめ防止基本方針についての内容を確認することができた。生徒指導主任研修会では、ノーヒットゾーンの研修をおこなった。	○	生徒指導主任研修会にて年1回実施
121	『ストップ・ザ・いじめ』～子どもの心を耕す標語大作戦～	いじめ根絶のために、どのように考え行動することが大切なのかを「標語」づくりを通して児童生徒一人一人の心を耕していくことを目的に全小中学校で実施。各学校で選ばれた、いじめ防止に関する標語を教育委員会主催の行事や配付物に活用する。	P.41	児童生徒課		年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用	標語作成を通じて、児童生徒のいじめ防止に対する意識の高揚が図れた。	○	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用
122	人権リーフレットを作成	市内全小学校5年生に配付し、児童に人権の大切さについて指導する。	P.41	学習指導課		年1回配付	人権啓発を図る目的としてリーフレットを配付することができた。	◎	年度中、1回配付。
123	いじめ相談カードの作成	市内全小中学生に配付し、いじめについての相談先を児童生徒に周知する。	P.41	児童生徒課	○				

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
124	いじめ防止プログラムを作成	市内全小中学校に配布。各学校が実態に応じて活用している。	P.41	児童生徒課	○				
125	児童生徒活動支援業務「豊かな人間関係づくりプログラムの作成」	豊かな人間関係づくりプログラムを作成。各学校が学級経営の実態に応じたプログラム内容を実施し、児童生徒の自他の理解や自己発見を促し、他者との交流を通して共感性と自尊感情を高めるために活用している。	P.41	児童生徒課	○				
126	児童生徒活動支援業務「学級診断尺度（Q-U）調査」	子どもたちの学級生活の満足度と意欲、学級集団の状態を、質問項目への回答から測定する心理検査を行う。各学校が心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に活用している。	P.41	児童生徒課		年2回実施	松戸市立小中学校がWEBQU調査結果を基に、友人関係や学校生活に悩みを抱えている児童生徒の早期発見、早期対応に繋がった。	◎	年2回実施（令和3年度からデジタル化）
127	児童生徒活動支援業務「職場見学・職場体験」	小中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観や職業観を育てる。	P.41	学習指導課	○				
128	進路指導業務「進路適正検査」	コンピュータ診断資料を活用し、自己理解や進路についての意識付けを行い、進路学習を進める。生徒個人票に保護者向けのアドバイスを加え、連携を密にしている。	P.42	学習指導課		年1回実施	各学校において、生徒自身の進路決定における役割を果たすことができた。	◎	年度中、1回実施。
129	調査研究「教育調査」	学校生活に関するアンケートを実施し、調査結果を各校に共有する。児童生徒の実態把握に活用する。	P.42	教育政策研究課		児童生徒の学校生活に関わる諸問題については、本課の業務ではないことも踏まえて、学校生活アンケートについても、本課で行わないこととした。	本課においては、学校生活アンケートを行わないこととした。	×	児童生徒の学校生活に関わる諸問題については、本課の業務ではないため、本事業から本課を抜いていただきたく存じます。
130	特別支援教育研修会・人権教育研修会	教員の資質向上を図る研修を開催する。3つの研修すべてに参加すると教育相談に必要な基礎知識・技術が学べる。	P.42	学習指導課		研修動画を配信。	特別支援教育研修会「発達障害を持つ子供の支援について」・人権教育研修会「障害のある児童生徒の就労支援と就学中にできる支援について」の理解を深めた。	◎	研修会を実施。
131	不登校支援研修会・教育相談研修会	効果的な不登校支援、教育相談について研修し、教員の実践力を養う。	P.42	児童生徒課		不登校支援研修会、1学期5月はチームスにて開催した。夏季休業中は、教育相談担当の研修会をかねてWEB研修会を実施した。3学期は、中学校区ごとに対面で実施した。	5月是不登校担当者を対象とした研修及び月例報告の事務的手続きについて研修を行い、夏季休業中の2回は不登校及び教育相談に関する心理相談に関する研修。3学期は、中学校区ごとに、松戸市の長欠児童生徒（不登校も含む）の状況や未然防止の観点から、小学6年生の不登校児童に対しての引継をSCを交えて行った。	○	不登校支援研修会は年3回実施、不登校支援研修会の第2回は、教育相談研修会と兼ねる。（令和3年度より）
132	知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級担任研修	特別支援学級担任の資質向上を図るため、研修を実施する。	P.42	学習指導課		研修動画を配信。	「ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援」「現場で学んだ子どもに寄り添う実践」について理解を深めた。	○	研修会を実施。
133	特別支援コーディネーター研修会	特別支援コーディネーターの資質向上を図るため、研修を実施する。	P.42	学習指導課		資料配布・研修会を実施。	コーディネーターの仕事についてパンフレットを配付し、研修も行い、資質向上に努めた。	○	研修会を実施。
134	巡回指導員及び児童観察員による就学相談業務	巡回指導員が各校をまわり児童生徒を観察し、支援方法や支援体制を助言・コーディネートする。教員の資質向上を目的に学校・学級の実態に合わせた研修を行う。	P.42	学習指導課		学校の要請により実施。	学校の要請により、児童生徒の観察を行い、支援方法や支援体制を各学校に助言、伝達することができた。学校を訪問し、教員の資質向上に努めた。	○	各学校からの依頼により、実施。
135	教育相談・心理相談	松戸市在住の小中学生、保護者、教員を対象とし、心理相談員が面談を実施する。	P.42	児童生徒課		感染症対策に配慮し、通常通り相談業務を実施した。	小中学校の児童生徒・保護者を対象に教育相談（不登校相談）を実施することができた。	○	本庁・古ヶ崎分室・常盤平分室にて年間を通して実施。令和4年度より五香分室での相談は学習指導課へ
136	就学相談	就学前児、小中学生対象に発達検査や就学に向けての相談を行う。また、保護者の希望により指導主事が児童観察を行う。	P.42	学習指導課		対象者の相談業務を実施。	就学前児、小中学校の児童生徒・保護者を対象に就学相談を実施することができた。	◎	本庁・五香分室にて、年間を通して実施。
137	松戸市教育支援センター「ふれあい学級」運営	松戸市在住の小4～6年生、中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う。	P.42	児童生徒課		感染症対策に配慮し通常通り実施した。	小学4年生～中学3年生を対象に社会的自立を目指すための相談や学習支援、行事、進路相談、教育支援等を行うことができた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う教室として運営。
138	松戸市教育支援センター「ほっとステーション」運営	松戸市在住の小中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う。家から出れない児童生徒に対し訪問相談を実施している。	P.42	児童生徒課		感染症対策に配慮し通常通り実施した。	小学1年生～中学3年生を対象に不登校児童生徒の居場所とした活動を中心に運営することができた。また、アウトリーチ型の支援、訪問相談も行うことができた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う居場所として運営。アウトリーチ型の訪問相談も実施。
139	教育支援委員会	特別支援学級利用について、個別のニーズに対応し適切な支援ができるよう審議する。	P.42	学習指導課		年10回実施。	個々のニーズに対応し、適切な支援ができるよう、審議に努めた。	◎	年度中10回、実施。
140	スクールソーシャルワーカーの派遣	市SSW：子ども・保護者と直接的に関わり、様々な相談に迅速に対応して課題の解決を目指すSSWを配置する。	P.42	児童生徒課	○				
	スクールカウンセラーの派遣	児童生徒の教育相談	P.42	児童生徒課	○				
	スーパーバイザーの派遣		P.42	児童生徒課	○				

令和5年度自殺対策計画進捗確認シート

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和4年度 実施状況	令和4年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和5年度 実施計画
141	特別支援コーディネーター派遣	特別な支援を要する児童生徒は学校生活上で様々な困難を抱えることがあるため、個々のニーズにあわせた人材を県に派遣依頼する。	P.42	学習指導課		県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。	学校の要請に応じ、特別支援学校3校のコーディネーターによる助言を受けることができ、児童生徒に寄り添った支援ができた。	◎	県の派遣事業。各学校からの依頼により、適宜派遣。
142	特別支援教育アドバイザー派遣	特別な支援を要する児童生徒は学校生活上で様々な困難を抱えることがあるため、個々のニーズにあわせた人材を教育事務所に派遣依頼する。	P.43	学習指導課		県の派遣事業。各学校からの依頼により随時派遣。	学校の要請に応じ、県の特別支援アドバイザーによる指導助言を受けることができ、児童生徒への支援・指導にあたることができた。	◎	県の派遣事業。各学校からの依頼により、適宜派遣。
143	特別支援教育補助教員、補助員、支援員、看護師の配置、巡回指導員の派遣	個別のニーズに対応するため、特別支援教育補助教員、補助員、支援員、看護師、巡回指導員の人材派遣を行う。	P.43	学習指導課		市内小中学校65校のニーズに合わせ配置。	特別支援学級設置校に補助教員、補助員を配置。肢体不自由を抱える児童生徒には支援員、医療的ケアを抱える児童生徒には看護師を配置。	◎	各学校からの依頼により、適宜派遣。
144	スタッフ派遣	特色ある学校づくりのために、各校のニーズに応じた活用ができるよう人材を派遣する。	P.43	学習指導課		市内小中学校65校・みらい分校（夜間中学）に配置。	特色ある学校づくりのために各校のニーズに応じた活用ができるよう人材を配置。	◎	各学校からの依頼により、適宜派遣。
145	特別支援教育支援チーム	通常学級で支援が必要な児童生徒の観察を行い、専門的な助言を受ける。	P.43	学習指導課		該当児童に対し、学校からの要請により実施。令和4年度は3回実施。（7、1、2月）	特別な支援を要する児童に対し、対応の仕方や支援の方法など、専門的な立場から助言、指導していただき、教員の指導力・資質向上に努めた。	◎	該当児童に対し、各学校からの依頼に応じ、実施。
146	長期欠席児童生徒月例報告	長期欠席(30日以上)の児童生徒の統計を行い、市内の傾向を把握し、対策を講じる。現時点において国の方針もあり、コロナ感染回避による長期欠席者の統計を行っている。	P.43	児童生徒課		月例宝庫校の入力シートを全面的に変更した。入力方法の徹底には至らなかったが、より機能的な分析が可能となった。毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、学校や関係部署との連携を強化した。	毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、分析を行った。国の方針によりコロナ禍での長期欠席者の扱いが変更された。状況を把握することで、不登校支援の周知の大切さや不登校の未然防止・早期発見・早期対応について対策ができた。		各月、市内小中学校より報告を受け、集計、状況を把握し、長欠不登校児童生徒に対し、早期発見・早期対応、未然防止及びいずれにもつながない児童生徒について不登校支援への周知に努め、対応にあたる。
147	救急隊員に対する各種研修会、救急活動事後検証の開催	人材の育成と職員の意識改革により現有消防力を効果的に運用し、強靱な組織づくりを図る。	P.43	救急課		・各種研修会 年4回（5月、6月、11月）※11月2回実施 ・事後検証 年2回（7月、2月）	各種の研修会や事後検証会等を通じて、自殺に関連する情報共有を図ることができた。	○	実施を継続
148	医療関係連携業務（救急関係機関との連絡調整に係る会議等への出席）	迅速かつ的確な救急活動を実現するため、医療機関、保健所等の各種関係機関との連携を強化し、円滑な業務の遂行を図る。	P.43	救急課		・松戸市病院長連絡協議会 年5回（4月、6月、8月、10月、12月）	救急関係機関との連携調整に係る会議に参加し、連携の強化と円滑な業務の遂行を図ることができた。	○	実施を継続

○基本施策

実施内容	担当課	令和4年度実施状況
1. 地域におけるネットワークの強化		
関係機関との連携強化	健康推進課	「松戸市いのち支える連携ガイドブック」を作成し、庁内外の関係部署、関係機関に配布
2. 自殺対策を支える人材の育成		
ゲートキーパー養成研修の実施	健康推進課	①一般向け 参加者354名 ②若年層の支援者向け 参加者172名 参加者合計526名、平成23年度からの累計養成者数 3,059名
3. 市民への啓発と周知		
こころの健康づくりに関する周知・啓発	健康推進課	・ 勤労世代や女性を対象としたチラシ、中高生へのキャリアファイルの配付 ・ 「こころの体温計」総アクセス数65,442件
市民向け講演会の開催		・ 2年ぶりに会場で開催し、後日オンデマンド配信も実施 ・ 参加者237名、平成22年度からの累計養成者数 4,119名
4. 生きることの促進要因への支援		
相談体制の充実	健康推進課	・ 自殺対策の専任職員を配置し「生きる支援相談窓口」を開設 ・ 国の委託を受けSNS相談等を実施するNPO法人ライフリンクと連携協定締結
自殺未遂者などに相談先を案内		ライフリンクのSNS相談につながる「いのちSOS千葉カード」を関係機関、市内医療機関を通じて、自殺未遂者等自殺リスクの高い市民に配付

実施内容	担当課	令和4年度実施状況
5. 児童生徒のこころの健康づくりの推進		
いじめ相談カードにて相談先を周知	児童生徒課	全公立の全小中学校に配付。いじめ相談専用ダイヤルへの相談件数は62件
心理相談、訪問相談、スクールソーシャルワーカーの配置		<ul style="list-style-type: none"> ・心理相談員2か所、訪問相談員2か所、スクールソーシャルワーカー4か所・12名に増員し対応。スクールソーシャルワーカーによる相談件数は13,326件 ・令和5年度はスクールソーシャルワーカーを3名増員、15名で対応している

○重点施策

実施内容	担当課	令和4年度実施状況
2. 高齢者の自殺対策の推進		
地域包括支援センターにおける相談・支援	地域包括ケア推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市内15か所に地域包括支援センターを設置 ・本人、親族からの相談約13万件、支援機関からの相談約14万件
福祉まるごと相談窓口における相談		
3. 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進		
社会保険労務士による労働相談	商工振興課	週2回実施、相談件数は前年度より増加し105件。相談者は労働者が多い。
4. 子ども・若者の自殺対策の推進		
産後うつの早期発見・支援：家庭訪問	こども家庭センター 母子保健担当室	<ul style="list-style-type: none"> ・3,135人の訪問を実施 ・産後うつの指標となるEPDSを2,923人に実施 ・妊婦503名、乳幼児がいる世帯686世帯を支援 ・保健師、社会福祉士、助産師が関係機関と連携し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施
親子すこやかセンターによる相談・支援		

○生きる支援関連施策

業務名	担当課	令和4年度実施状況
ゆうまつどころの相談業務	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の相談を週2回(予約制で面接または電話)、男性の相談を月2回(予約不要、電話)実施 ・女性の相談件数：延376人、男性の相談件数：延31人 ※令和5年度より開始した女性のための居場所事業「野の花カフェ」、他機関連携会議についても報告あり
就職サポート事業(まつど合同企業説明会)	商工振興課	年2回実施、参加企業74社、参加求職者224名。
若者就労支援事業		まつど若者サポートステーションにおいて相談、キャリア開発プログラム、企業見学、職場体験などによる就労支援を実施。ハローワークなど関係機関とも連携。
家庭児童相談関係業務	こども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待の受理件数は令和4年度1,400件。月100件を超える状況が続いている。 ・婦人相談のDV相談件数は前年度より増加し127件
救急隊員に対する研修会・救急関係機関との連携等	救急課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会を6回実施 ・医療機関の連携会議に5回参加 ・健康推進課と協力し「いのちSOS千葉カード」を市内医療機関に配付

生きる支援相談窓口 相談実績 (R4,4月～R5,3月)

※初回：当窓口初めて相談する場合に計上

※継続：当窓口で相談するのが2回目以降の場合に計上

(ただし、前回の相談日から3か月以上経過している場合は初回に計上)

(1) 相談件数

	初回				継続				合計			
	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計
4月	1	0	1	2	0	0	0	0	1	0	1	2
5月	1	1	0	2	0	0	1	1	1	1	1	3
6月	13	1	0	14	13	1	0	14	26	2	0	28
7月	17	0	0	17	7	0	1	8	24	0	1	25
8月	23	0	0	23	15	0	0	15	38	0	0	38
9月	19	1	0	20	16	0	0	16	35	1	0	36
10月	17	0	0	17	18	1	1	20	35	1	1	37
11月	13	0	0	13	47	1	0	48	60	1	0	61
12月	9	0	0	9	55	0	0	55	64	0	0	64
1月	18	1	0	19	63	0	0	63	81	1	0	82
2月	20	0	0	20	63	0	0	63	83	0	0	83
3月	18	1	0	19	64	1	0	65	82	2	0	84
計	169	5	1	175	361	4	3	368	530	9	4	543

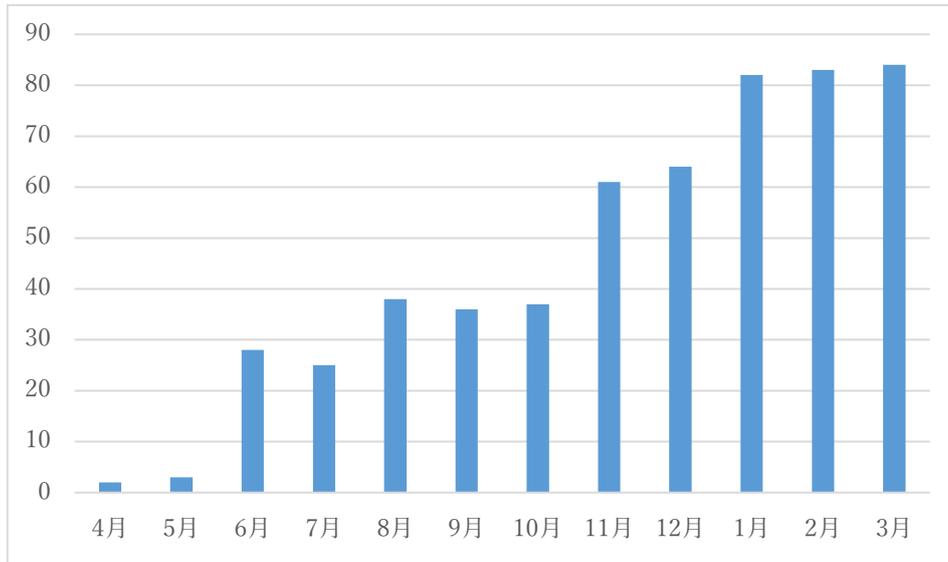
(2) 相談者の性別・年代

	男性			女性			計		
	初回	継続	計	初回	継続	計	初回	継続	計
20歳以下	1	1	2	5	14	19	6	15	21
20代	3	6	9	9	27	36	12	33	45
30代	11	6	17	26	12	38	37	18	55
40代	12	77	89	31	143	174	43	220	263
50代	15	40	55	25	16	41	40	56	96
60代	7	0	7	11	12	23	18	12	30
70代	6	1	7	8	13	21	14	14	28
80歳以上	0	0	0	1	0	1	1	0	1
不明	2	0	2	2	0	2	4	0	4
計	57	131	188	118	237	355	175	368	543

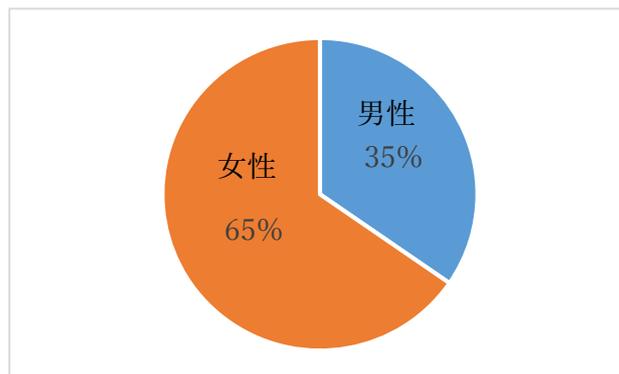
(3) 相談者の累計相談回数 (実人数175名)

累計相談回数 (R4,4～R5,3)	
1回	114
2回	29
3回	9
4回以上	23
計	175

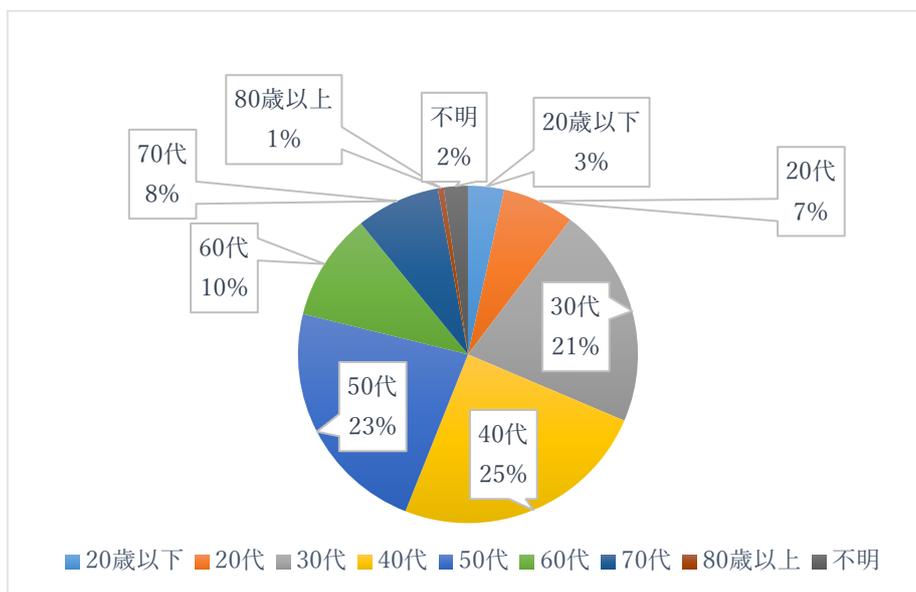
(1) 相談件数の推移



(2) 相談者の男女別割合（初回相談）



(3) 相談者の年代別割合（初回相談）



(4) 相談経路 (初回相談175名)

本人	家族	知人	関係機関	計
143	19	9	4	175

(5) 相談内容 ※初回・継続計543名、1人につき複数計上

		男性	女性	計
生き方・生きがい		30	45	75
孤独		19	19	38
仕事		29	89	118
経済		16	13	29
家族		13	67	80
再掲	育児	6	18	24
	介護	0	2	2
夫婦		17	23	40
教育		1	8	9
対人		12	69	81
再掲	ひきこもり	0	7	7
男女		0	11	11
健康 (身体)		18	48	66
健康 (精神)		53	222	275
計		214	641	855

(6) 関係機関と連携 (情報提供、報告、面談同席など) して対応したケース

	男性	女性	計	連携先
20歳以下	1	2	3	松戸保健所、児童家庭支援センターオリーブ
20代	2	1	3	ほっとねっと、松戸東警察、生活支援課、医療機関(精神科)
30代	0	7	7	中央保健福祉センター、子育て支援課 常盤平親子すこやかセンター 小金基幹相談支援センター、課内健康相談
40代	2	5	7	子ども家庭相談課(婦人相談)、医療機関(精神科) 福祉まるごと相談窓口 小金基幹相談支援センター、幼稚園
50代	2	3	5	福祉まるごと相談窓口、自立相談支援センター 基幹相談支援センター(中央・小金)、課内健康相談 子ども家庭相談課(家庭児童相談)、生活支援課
60代	0	1	1	課内健康相談
70代	0	0	0	
80歳以上	0	0	0	
不明	0	0	0	
計	7	19	26	

人生（生き方・生きがい・孤独など）

- ・対人関係全般（身内・親族・職場・近隣・福祉、医療関係者）で採めている
- ・長引く体調不良から生きる気力をなくした
- ・生きる事に執着しなくなった ・燃え尽き症候群になってしまった
- ・転居など環境変化や親しい人との別離など、大きなストレスが掛かり生きづらさを抱えている
- ・対人に対する不信感から孤立を招き、一人ぼっちの思いを強くしている
- ・身内や親族から疎んじられ、虐げられている感じを強くもち孤立感がある
- ・問題だらけで何処に相談したらよいか判らない

仕事・経済

- ・産後うつが長引いていて働けない
- ・職場を解雇されてしまった ・内定を取り消された
- ・病気発症や症状悪化で職を失い、その後就職先が見つからない ・仕事がきつくなって辞めたい
- ・職場のパワハラで休職届けを提出するデメリットが気になる
- ・職場を解雇され昼夜逆転生活
- ・健康不安があって就職できず、経済的不安が増している
- ・生活保護申請を却下されてしまった。 ・生活保護受給額を減額され生活が苦しい ・借金がある

家族・夫婦

- ・家族の精神疾患（うつ病・双極性障害・不安障害・強迫性障害・発達障害・パーソナリティ障害ほか）の対応
- ・就労継続支援作業所通所中、体調不良で通所続かず家族に責められる
- ・自傷行為を繰り返す身内（妹）の心配
- ・精神疾患によるモラハラに悩む ・コロナ禍で在宅時間が増えた夫を疎ましく思う
- ・自殺未遂歴のある当事者を疎ましく虐げる家族の反応 ・家族の秘密ごと（夫の浮気）心療内科受診したい
- ・認知症や精神疾患のある身内を在宅支援する家族の疲弊
- ・警察沙汰の問題行動を起こし、生活支援の援助が必要な家庭問題
- ・連れ合いから離婚を申し渡され困惑する
- ・発達障害の疑いがあるが、医療機関を受診しようとしないうちに戸惑う

教育

- ・育児ノイローゼになっている ・就職活動がうまくかない子どもが心配
- ・成人した子ども（長男）の長年の引きこもり

対人・男女

- ・精神科に長年通院中、対人関係が煩わしい
- ・家族や職場の人間関係、折り合いが悪く心がすさむ ・近隣や民生委員の陰口、うわさ話が気になる
- ・規制が緩くなったコロナ感染が怖い
- ・複雑な家族構成の中で、虐げられている
- ・他市に住む親族から緊急事態の対応の依頼

- ・仕事が見つからない焦りと、交友関係の希薄を嘆く
- ・在宅介護の負担軽減を相談したいが、事業所窓口の対応が悪い
- ・他人から嫌なことをされる（挨拶を無視される、ニヤっとされる） ・友人がいない
- ・職場の人間関係につまづき転職したい、酒量が増えた ・主治医の対応が気に入らない
- ・姑との同居が苦痛 ・他市の友人の SOS が気になる ・仕事が辛い、人間関係がうまくいかない
- ・人に裏切られてばかりいる ・自分の周りから人が離れていく
- ・友人の恋愛関係のもつれに巻き込まれた
- ・過去に遭った元交際相手の暴力について
- ・友人の恋愛事情の相談相手をするのがしんどい

健康(身体)

- ・熱中症や栄養失調の疑い
- ・卵巣癌、橋本病など病をきっかけに精神的に落ち込む、孤立を感じる
- ・健康だった自分に病気が見付き、受け入れられず
- ・コロナウィルスの猛威が怖い、後遺症の影響で気力戻らず、倦怠感に悩まされる、味覚障害がでた
- ・高次機能障害のある身内の対応が難しく疲れる
- ・交通事故に遭って、身体の痛みや精神的ストレスがある
- ・人口透析を8年間続けている身内の将来を悲観する ・男性器の悩み
- ・体重減少、体力低下が顕著のなか飲酒止められず

健康(精神)

- ・心療内科を紹介して欲しい ・メンタルクリニック通院中、仕事を休みたい、家族関係不和で家を出たい
- ・予約なしで受診できる心療内科を紹介して欲しい ・適応障害で眠れない
- ・主治医の対応に立腹して薬受け取り拒否 ・家族全員が精神疾患を患う日常のしんどさ
- ・精神疾患で休職中、回復の兆しが見えない ・夫がリモートワークで在宅時間が増え、精神的不穏が増した
- ・軽度知的障害ある事がわかり就労が難しい ・現実逃避のため過剰服薬して足元ふらつく
- ・通院中の精神科病院を替えようか迷っている ・統合失調症で、独居。孤独で話し相手が欲しい
- ・服薬中の薬の効用、副作用について詳しく知りたい ・精神を病む親族の生活環境の心配
- ・体重減少、体力低下で歩行困難、飲酒習慣あり通院中断 ・死にたい気持ちをはきだしたい
- ・強迫神経症の再発 ・産後うつで気分がすぐれない
- ・車の騒音や光線が気になる ・人とうまく会話ができない ・急に死にたくなる
- ・妻を亡くして話す人がいない ・デイケアに通所しているが友人がいない
- ・統合失調症と強迫神経症で転々と病院を変えるが良くなる兆しが無い
- ・うつ病とパーキンソン病併発で苦しい ・うつ症状がひどくて入院したいが、経済的に困窮
- ・うつ病悪化してオーバードーズ、自殺企図あり ・伴侶のうつ傾向とモラハラに悩む
- ・長年のうつ病で生きる気力が失せた ・うつ病と自殺未遂繰り返す
- ・うつ病で通院中、無職なので将来に不安あり
- ・発達障害ありでパート就労の身分と正社員の待遇の差に焦りと不安
- ・発達障害のある子どもの対応に不満を抱く家族 ・カサンドラ症候群の悩み(発達障害のパートナーに苦しむ)
- ・過去の自傷行為から自殺未遂歴の数々のエピソードを話、今の辛さを訴える
- ・自殺未遂歴有り、家族機能不全を抱える ・自殺願望がある子どもの対応に苦慮する親の不安
- ・線路立ち入り警察介入、自傷行為もあり ・身内の自傷行為と飲酒が心配、病院を受診させたい